

# 志摩市公共施設等総合管理計画

## 本編

作成：平成 28 年 3 月

(改訂：令和 4 年 3 月)

志摩市



## 目次

第1章	はじめに .....	1
第2章	公共施設等の現況.....	3
第3章	人口 .....	11
第4章	財政.....	13
第5章	公共施設等の更新費用推計 .....	21
第6章	公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針.....	25
第7章	施設類型ごとの管理に関する基本方針.....	31
第8章	PDCA サイクルの推進方針 .....	64
第9章	むすびに .....	65

※：本計画の利用に当たって次の事項にご留意ください。

- ① 本計画は、本市が所有する公共施設等について令和3年4月時点で作成しています。なお、建築系公共施設については、令和4年3月末（見込み）時点に更新しています。
- ② 本計画に掲載している予測数値については、将来の確実性を保証しているものではありません。
- ③ 本計画に掲載している施設の建築年度は、代表する建物の建築年度を掲載しています。
- ④ グラフなどの数値については、端数処理を行っているため合計が一致しない場合があります。

## 第1章 はじめに

### 第1節 策定及び改訂の経緯

志摩市（以降「本市」とします）は、平成16年10月に旧5町（浜島町・大王町・志摩町・阿児町・磯部町）が合併し、総合計画や新市建設計画などのまちづくりの基本方針を基に、市の発展のために様々な施策を実施してきました。市民の皆さまの身近にある学校、幼稚園、保育所、給食センター及び清掃センター等については、新しい市の形に適した機能及び規模へ見直しを図ってきました。このような施設のあり方の見直しは、合併後の公共施設等が地域社会の実情にあった形にするために必要なものです。

一方、国では、全国的に問題となっているインフラを含む公共施設等の老朽化について、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」(平成25年6月14日閣議決定)が審議され、「インフラの老朽化が急速に進展する中、『新しく造ること』から『賢く使うこと』への重点化が課題である。」とされました。また「日本再興戦略-JAPAN is BACK-」(平成25年6月14日閣議決定)においても、「国、自治体レベルの全分野にわたるインフラ長寿命化計画(行動計画)を策定する。」ことが必要とされ、全国の自治体へ公共施設等総合管理計画の策定要請がなされました。

公共施設等の現状と課題を調査・分析することは、これまで見えていなかった部分を洗い出し、より効率的・効果的な維持・管理、運営方法及び施設配置を実現するために、今後の公共施設等のあり方について、現状の調査、分析及び将来の見通しを予測し、中長期的な視点に基づいて、公共施設等の総合的な管理の基本方針となる志摩市公共施設等総合管理計画(以降「本計画」とします)を定めることとしました。本計画の位置付けは、総合計画や都市計画マスタープランなどの上位計画による基本方針を踏まえたものであり、今後30年間を対象期間とし、本市が所有する公共施設等について、総合的な管理を実施していく基本的な方針を定めるものです。

令和3年1月には国から、各自治体が作成した総合管理計画の策定から一定の期間が経過し、国(各省)のインフラ長寿命化計画が見直されることも踏まえ、当該管理計画を改訂し充実していくよう通知がありました。第1回の改訂については、通知に基づく見直しを行うとともに、本市を取り巻く社会環境や施設の経年変化を踏まえたマネジメントを効率的・効果的に推進するための見直しを実施しました。

## 第1章 はじめに

### 第2節 持続可能な開発目標（SDGs）の取組

持続可能な開発目標（SDGs）とは、2015（平成27）年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載され持続可能でより良い世界を目指す国際社会共通の目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、2030（令和12）年を年限とする17の国際目標が定められています。

本計画でも、「11 住み続けられるまちづくりを」「17 パートナーシップで目標を達成しよう」に関連することから、SDGsの目標達成に向けた取組を推進していきます。

#### SDGs17の目標

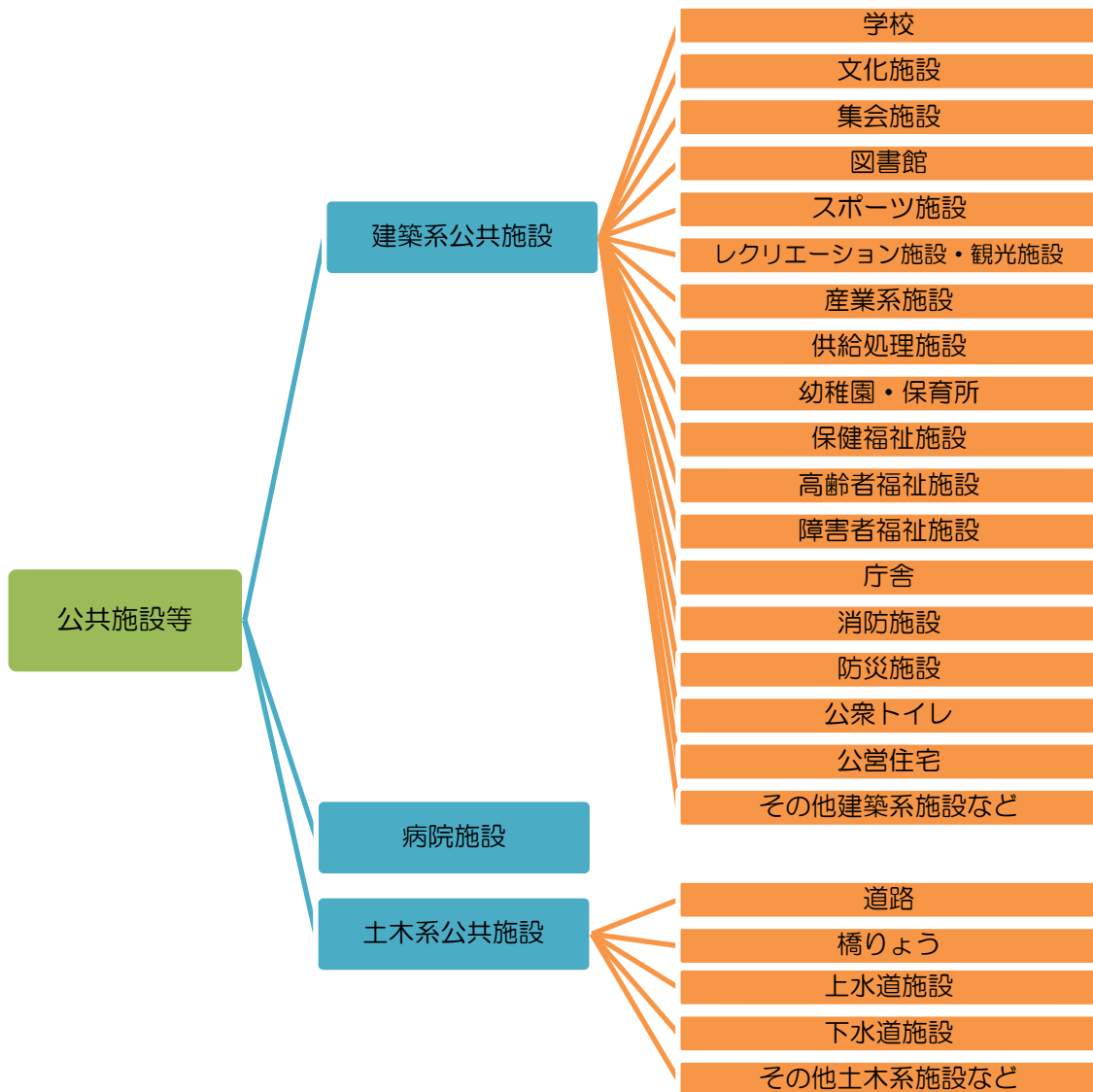


## 第2章 公共施設等の現況

本章では、本市の公共施設等を類型別に分類し、保有量及び建設時期を整理します。また、他自治体との比較を実施し、本市の公共施設等の現況を整理します。

### 第1節 公共施設等の保有状況

本計画において対象とする施設は、本市が所有する全ての公共施設等とします。また、施設の特徴を把握するために、学校、公民館及び公営住宅等を建築系公共施設とし、道路、上水道、下水道等を土木系公共施設として用途の観点から分類しました。公共施設の類型別の分類は、公益社団法人 日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）が公開している施設類型を基に本市の状況に合わせ実施しました。



## 第2章 公共施設等の現況

### 第1項 建築系公共施設保有量

本市の建築系公共施設の保有量は、以下のとおりです（一般会計のみ）。

表 1：建築系公共施設保有量（一般会計のみ）

区分	分類		延床面積 (㎡)	施設数	施設例
	大分類	中分類			
建築系公共施設	学校教育系施設	学校	72,336.00	13施設	鶴方小学校、文岡中学校
		その他教育系施設	4,374.85	2施設	学校給食センター、総合教育センター
	市民文化系施設	文化施設	12,506.41	3施設	阿児アリーナ、磯部生涯学習センター
		集会施設	15,182.73	36施設	大王公民館、浜島生涯学習センター
		その他市民文化系施設	366.92	4施設	浜島あけぼの館、志摩陶芸館、阿児陶芸館
	社会教育系施設	図書館	2,717.83	1施設	市立図書館
	スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	15,862.29	22施設	志摩B&G海洋センター、長沢野球場
		レクリエーション施設・観光施設	8,227.43	15施設	観光農園、浜島磯体験施設「海ほおすき」
	産業系施設	産業系施設	2,637.52	7施設	阿児特産物開発センター、産業振興会館「ちろろ」
	供給処理施設	供給処理施設	465.72	6施設	阿児排水機場、和具漁業集落排水処理施設管理棟
	子育て支援施設	幼稚園・保育所	15,904.79	12施設	大王幼保園、鶴方放課後児童クラブ
		その他子育て支援施設	700.22	1施設	磯部幼保給食センター
	保健・福祉施設	保健施設	4,468.08	1施設	阿児健康福祉センター「サンライフあご」
		高齢者福祉施設	1,343.25	9施設	鶴方老人憩の家、船越老人憩の家
		障害者福祉施設	1,629.74	6施設	障害者支援施設「えりはら」作業所「あいあい」
		その他保健・福祉施設	14,185.63	11施設	浜島地域福祉センター「さくら苑」、斎場悠久苑
	行政系施設	庁舎	15,520.27	2施設	市役所本庁舎、大王支所絵かきの町大王美術ギャラリー
		消防施設	8,100.66	39施設	消防本部・志摩消防署、阿児方面隊第1分団詰所
		防災施設	1,337.99	12施設	迫子防災倉庫、三ヶ所地区防災施設
		その他行政系施設	14,641.30	18施設	歴史民俗資料館・迫塩収蔵庫、磯部農業就業改善センター
公営住宅	公営住宅	31,815.94	43施設	うらじろ団地、ベイサイド大方団地	
その他施設	公衆トイレ	844.01	39施設	波切漁港トイレパーク、賢島駐車場公衆トイレ	
建築系公共施設合計			245,169.58	302施設	

なお、施設保有量の推移について、本市が所有する施設の延床面積については、平成27年時点の270,587.91㎡から25,418.33㎡の削減となっており、約9.4%の削減率となっています。

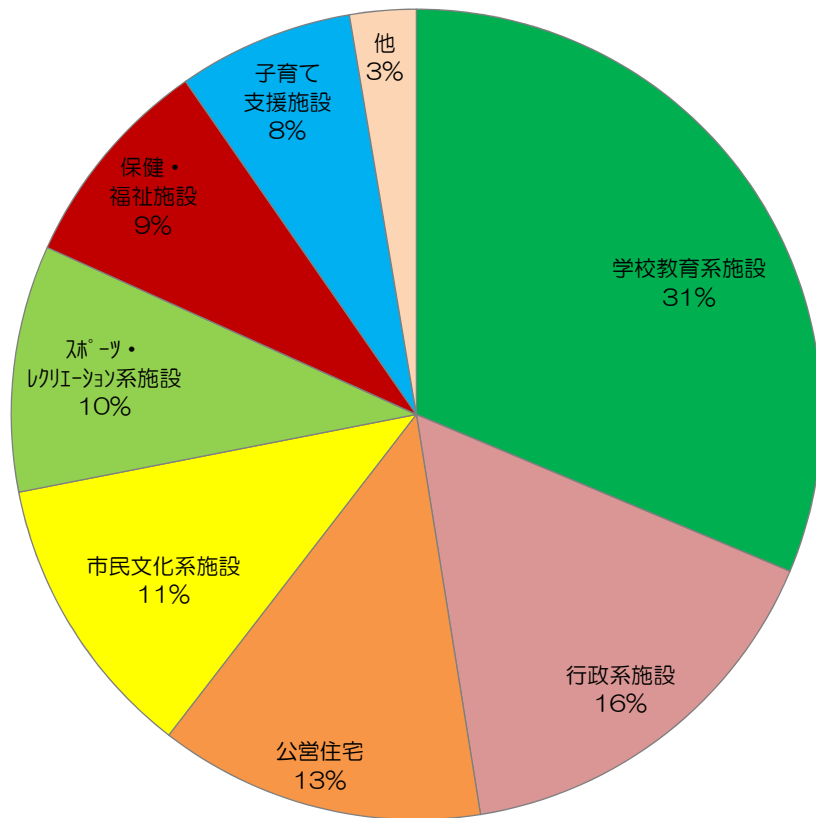


図 1：建築系公共施設の延床面積の割合

建築系公共施設の建物規模を延床面積でみた場合、学校教育系施設が31%で最も多く、次に行政系施設（16%）、公営住宅（13%）の順となり、これら3つの分類の施設で、市全体の保有量の半数以上を占めています。

第2項 土木系公共施設保有量

道路、上水道、下水道等の土木系公共施設の保有量は、以下のとおりです。

表 2：土木系公共施設保有量

	種別	数量
土木系施設	道路	延長：約665km
	農道	延長：約127km
	林道	延長：約22km
	橋梁	296橋、総延長約2.7km
	漁港	8箇所
	上水道施設	管路延長：約853km
	下水道施設	管渠延長：約103km
	公園	都市公園など33箇所、約315,906㎡



## 第2章 公共施設等の現況

### 第3項 三重県他市町との公共施設保有量の比較

本市及び三重県他市町が保有する行政財産建物延床面積（㎡）と人口の比較をした結果、人口一人当たりの行政財産建物延床面積は、本市では5.32㎡/人となっており、人口規模が比較的近い名張市（2.61㎡/人）、いなべ市（4.58㎡/人）及び亀山市（3.73㎡/人）、三重県他市町の平均値（3.71㎡/人）と比較しても、大きい数値となっています。

なお、総務省「令和元年度 公共施設状況」における人口は、住民基本台帳登録人口です。

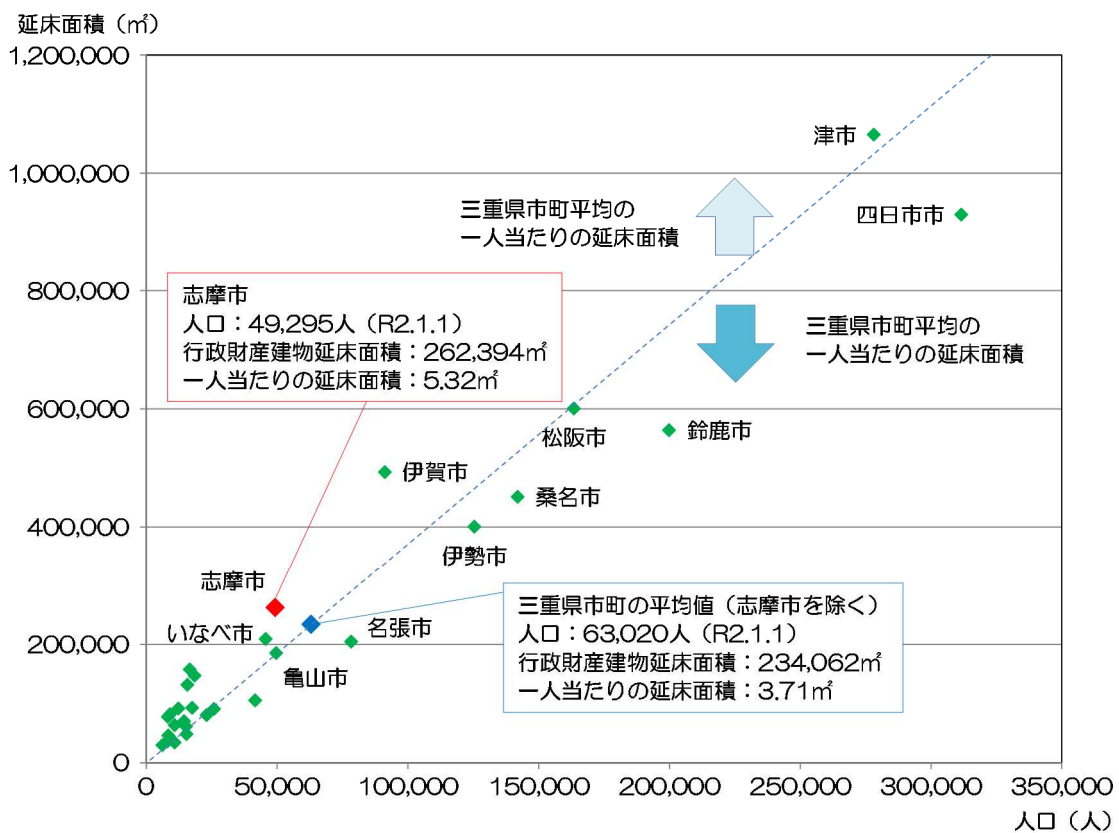


図 2：三重県市町の人口と行政財産建物延床面積の状況  
(参照：総務省「令和元年度 公共施設状況」)

## 第2章 公共施設等の現況

### 第2節 建築年度別・用途分類別延床面積

建築系公共施設の建築年度別・用途分類別延床面積は以下のとおりです（一般会計のみ）。

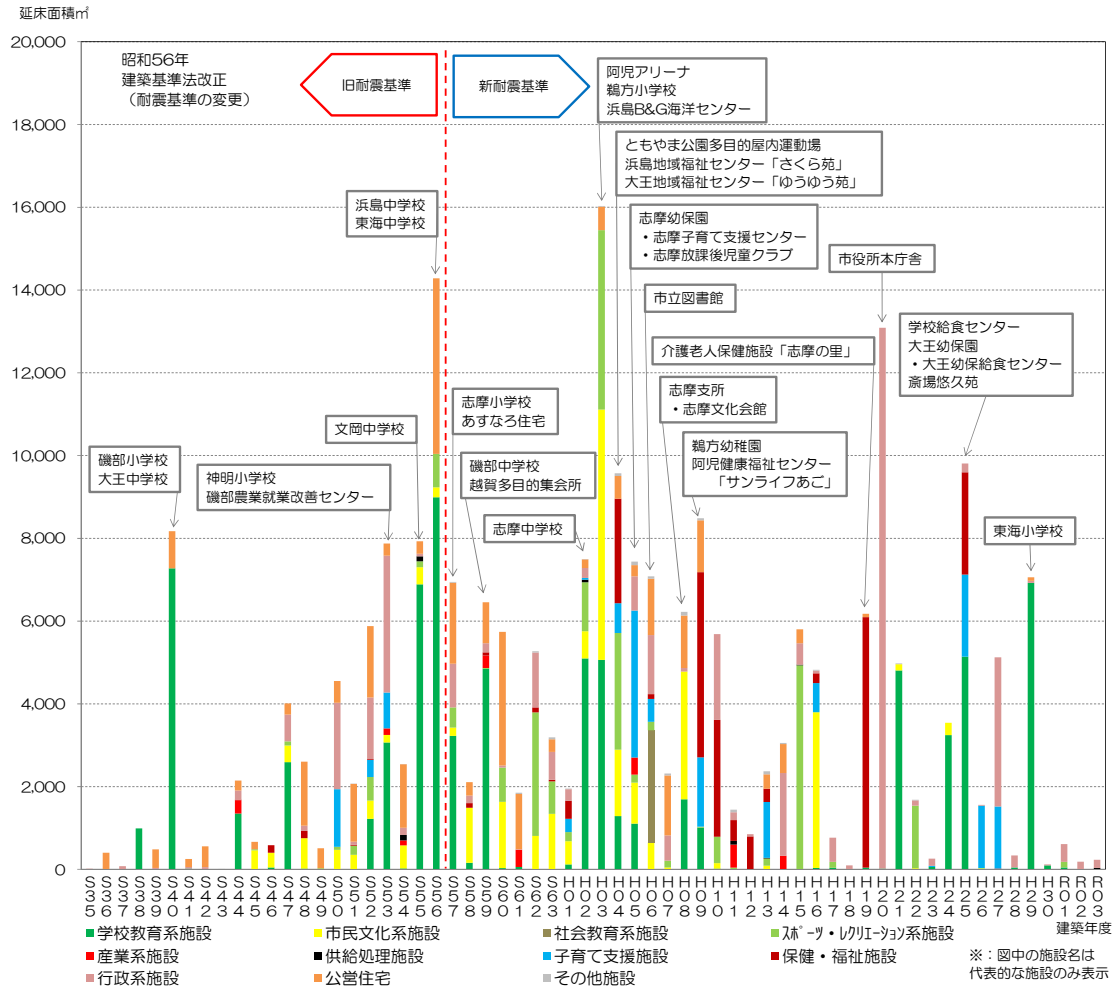


図 3：建築系公共施設の建築年度別・用途分類別整備状況（一般会計のみ）

本市の建築系公共施設は、昭和 50 年頃から平成 10 年頃までの期間で集中的に整備されており、全体の 6 割を占めています。用途分類別では、建築系公共施設全体の延床面積の多くを占める学校教育系施設、公営住宅及び市民文化系施設が、この期間に集中的に整備されています。

## 第2章 公共施設等の現況

### 第3節 有形固定資産減価償却率の推移

本市の有形固定資産減価償却率の推移は、平成28年度の59.5%から令和元年度の63.3%まで上昇し続けており、かつ、類似団体と比較しても高い水準となっています。

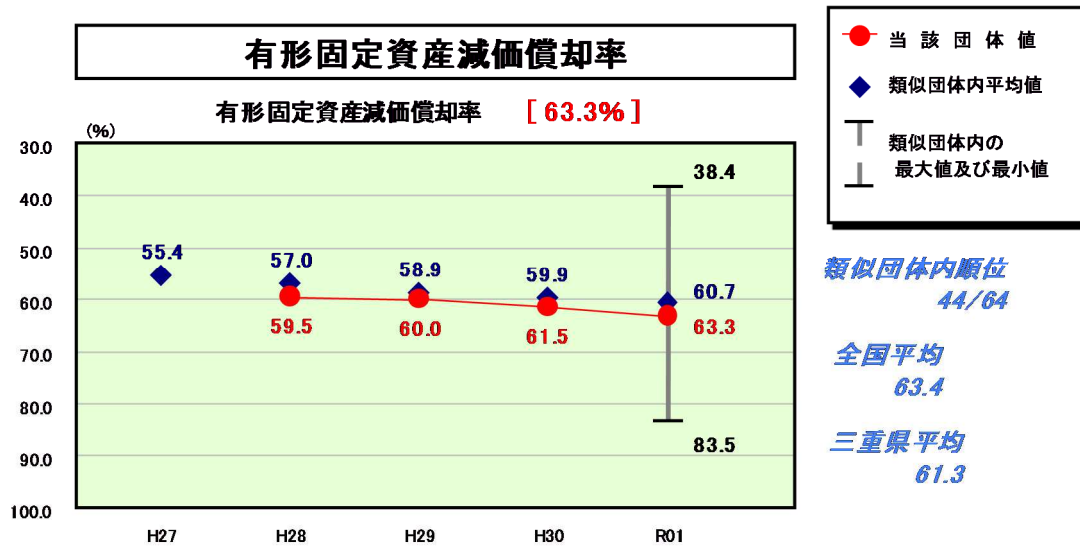


図4：有形固定資産減価償却率の推移  
(参照：志摩市「財政状況資料集」)

施設類型別ストック情報によると、類似団体と比較して特に有形固定資産減価償却率が高くなっている施設類型は、港湾・漁港で、特に低くなっている施設類型は、認定こども園・幼稚園・保育所、学校施設です（施設類型別ストック情報分析表は資料編をご確認ください。）。

学校施設については、平成21年度に作成した小中学校再編基本計画による再編が平成29年度で終了しており、平成29年度以降、再編により用途廃止となった小中学校の除却が進むとともに、今後も低下するものと見込んでいます。幼稚園・保育所についても、平成21年度に作成した保育所・幼稚園等再編計画による再編により新設・集約化が進み、再編により用途廃止となった施設の除却を進めています。

その他のほとんどの施設類型については、類似団体平均と同程度か下回っています。

## 第2章 公共施設等の現況

### 第4節 維持管理に係る経費

本市が保有する公共施設等の維持管理に係る経費は、平成28年度から令和2年度までの過去5年間の平均すると、1年当たり、建築系公共施設で約1億7,629万円、土木系公共施設で約1億360万円、合計約2億7,989万円となっており、増加傾向にあります。

現在の施設保有量を維持する場合、計画期間である令和27年度までの25年間で、建築系公共施設で約44億721万円、土木系公共施設で約25億9,007万円、合計69億9,728万円以上の維持管理経費が必要と推測されます。

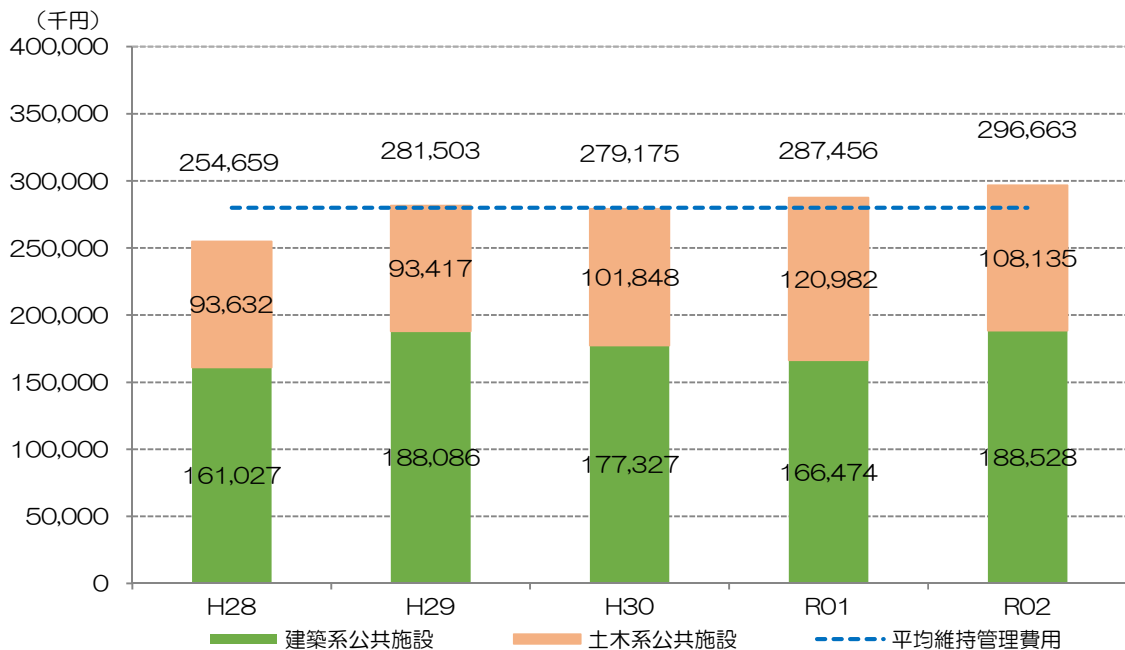


図 5：過去5年間の維持管理経費の推移

## 第2章 公共施設等の現況

### 第5節 過去に行った対策の実績

平成28年度以降に実施した更新、改修、バリアフリー化等の対策の実績は下表のとおりです。

表3：過去5年間（平成28年度以降）に行った対策

年度	対策工事	対策費用 (千円)
H28	磯部中学校屋内運動場吊天井改修工事	40,342
	磯部小学校校舎大規模改造工事（Ⅰ期）	93,856
	鵜方幼稚園改修工事	42,919
	畔名地区防災施設等新築工事	57,310
	和具小学校エレベーター設置工事	35,704
	的矢地区消防車格納庫建設工事	4,028
	市営住宅山寺住宅他1件長寿命化型改善工事	40,011
	安乗漁民センター防水改修工事	7,267
	船越地区消防団詰所新築工事	11,631
H29	阿児町東部地区小学校新築工事	2,662,556
	阿児アリーナ大規模改修工事	905,094
	東海中学校校舎大規模改造工事	148,872
	磯部小学校校舎大規模改造工事（Ⅱ期）	109,635
	市営あすなろ住宅改築工事	22,781
	坂崎地区消防車格納庫等建設工事	6,537
	市営住宅山田住宅長寿命化型改善工事	19,688
	志摩B&G海洋センター屋根・外壁雨漏り防水等改修工事	80,395
	安乗保育所屋根等改修工事	14,936
H30	志摩中学校エレベーター設置工事	24,879
	磯部中学校校舎大規模改造工事（Ⅰ期）	138,802
	安乗岬園地休憩舎改修工事	20,752
	阿児清掃センター管理棟改修工事	37,404
	市営住宅細田住宅他1件長寿命化型改善工事	23,841
	総合教育センター施設改修工事	17,164
	三ヶ所地区消防車格納庫等建設工事	5,594
	長沢野球場等施設改修事業	97,686
R1	東海中学校屋内運動場大規模改造工事	111,562
	磯部中学校校舎大規模改造工事（Ⅱ期）	98,632
	大王ごみ運搬中継施設建設工事	143,196
	浜島中学校エレベーター等設置工事	62,656
	市立図書館大規模改修工事	414,062
	市営住宅山田ハイツ長寿命化型改善工事	26,033
	恵利原地区消防車格納庫等建設工事	5,456
R2	的矢地区防災施設整備工事	52,151
	創造の森横山作業所改修工事	35,386
	大王支所改修工事	65,952
	安乗岬園地休憩舎改修工事	49,561
	間崎島開発総合センター長寿命化改修工事	19,987
	市営住宅ベイサイド大方団地あじさい棟長寿命化型改善工事	28,490
	浜島幼保園屋上避難階段設置工事	20,748
R3	志摩中学校大規模改造工事（Ⅰ期）	122,166
	浜島地区消防団詰所等整備工事	28,098
	鵜方小学校南校舎等トイレ改修工事	70,689
	市営住宅ベイサイド大方団地はまゆう棟長寿命化型改善工事	38,786
	44件	6,063,296

## 第3章 人口

本章では、本市の人口の現状、人口構造の変化及び将来人口について整理します。

### 第1節 人口の現状

本市における国勢調査の人口は、平成17年には58,225人であったものが、その後も人口減少の傾向が続き、平成27年には50,341人、令和2年には46,057人にまで減少しました。

人口構造の変化は、年少層（0～14歳）、生産年齢層（15～64歳）が減少し、老年層（65歳～）が増加しています。

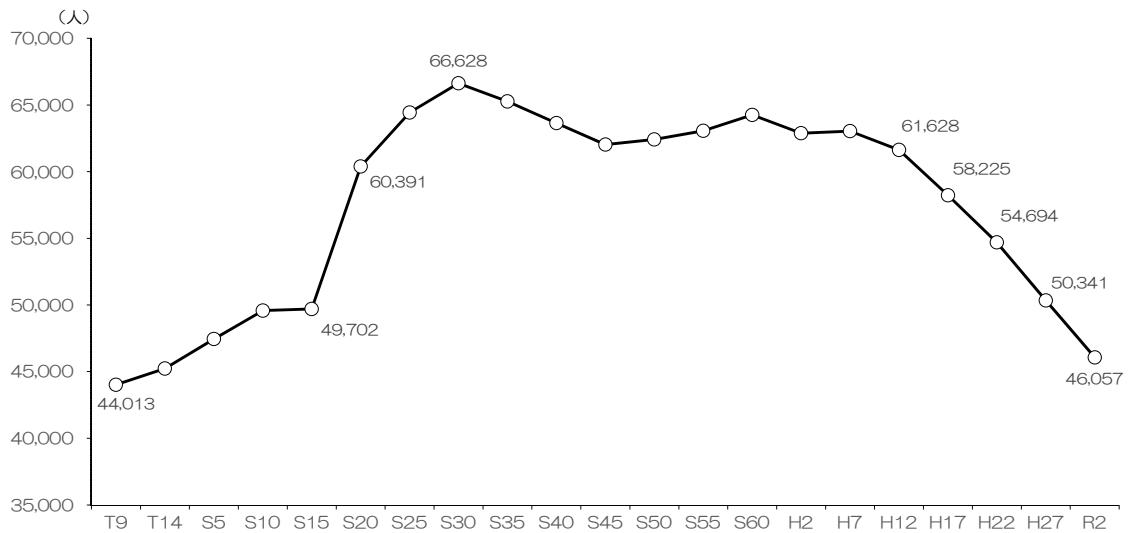


図 6：志摩市の人口推移（参照：総務省「国勢調査」）

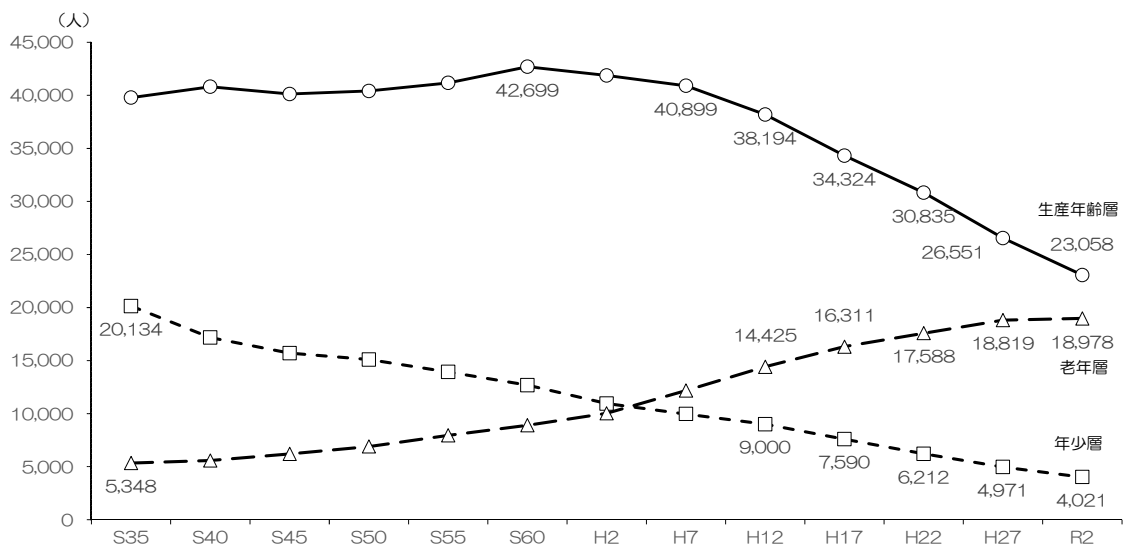


図 7：志摩市の年齢3階層別の人口推移（参照：総務省「国勢調査」）

### 第3章 人口

#### 第2節 将来人口

本市の将来人口について、国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来人口（平成30年3月推計）」によると、令和27年度には24,848人まで減少する予測となっています。

なお、令和3年12月に策定した志摩市過疎地域持続的発展計画では、令和7年までに社会減が解消され、合計特殊出生率が段階的に2.1まで改善されると仮定した場合に、令和2年国勢調査の速報値を反映し試算したものととして、本市の人口の見通しは33,716人となっています。（確定値公表後、反映し修正予定）

今後も、人口減少及び少子高齢化の傾向は継続すると予測されます。

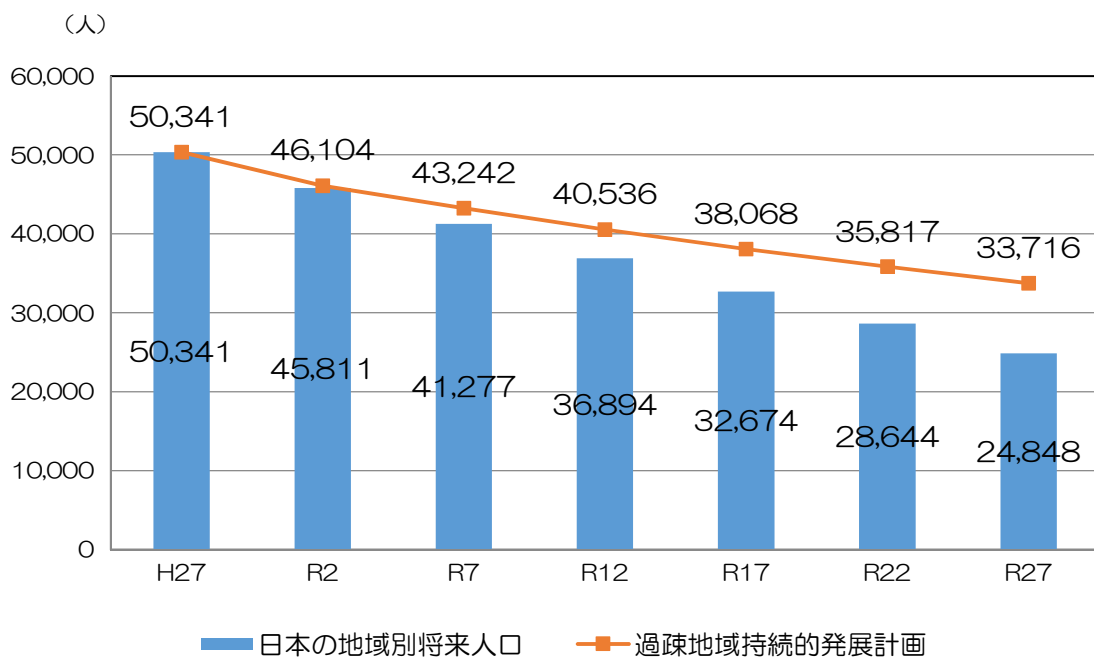


図8：地域別人口推計

（参照：国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来人口（平成30年3月推計）」

参照：「志摩市過疎地域持続的発展計画（令和3年12月）」

## 第4章 財政

本章では、歳入・歳出の現況を説明します。また、今後の財政については、財政計画を基に説明します。

### 第1節 本市の財政状況

本市は、人口減少による税収入の減、合併算定替の終了による普通交付税の減、高齢化等による社会保障費の増などに対応し、持続可能な財政運営を行うために策定した財政健全化アクションプログラムに基づき、事務・事業の見直し、業務の効率化、職員数の削減、公共施設の統廃合、市税等の徴収強化等の取組を行ってきており、これらの取組は一定の効果을上げています。

しかしながら、幼児教育の無償化や会計年度任用職員制度への移行など、アクションプログラムや当初の財政計画の策定時には想定しなかった経費が新たに発生しているほか、新型コロナウイルス感染症が地域経済に大きな影響を及ぼし、税収入の減とともに行政需要の増加が見込まれています。

こうした状況を踏まえ、中間見直しを行った財政計画による将来の財政健全化及び持続可能な財政運営を行うため、中長期的な視点に基づいた公共施設等の総合的な管理を実現する必要があります。

表 4：一般会計における歳入状況一覧（平成 23 年度から令和 2 年度）

歳入	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
市税	5,779	5,693	5,758	5,798	5,739	5,741	5,935	5,952	5,830	5,667
地方譲与税等	909	856	888	943	1,348	1,167	1,221	1,265	1,289	1,424
地方交付税	9,178	9,613	9,726	9,757	10,089	10,007	9,699	9,540	9,559	9,568
分担金・負担金	211	207	208	203	194	165	177	169	130	88
使用料・手数料	387	394	399	352	352	355	304	299	294	223
国県支出金	4,209	3,854	5,301	3,721	3,709	3,962	3,685	3,261	3,491	9,492
繰入金	744	611	207	601	1,557	1,513	1,868	1,846	2,037	2,325
繰越金	719	761	997	773	933	1,135	893	611	660	520
市債	3,314	3,943	6,503	2,661	3,276	2,268	3,772	2,244	2,249	1,342
その他	775	777	704	629	1,300	1,401	959	642	851	872
歳入合計	26,225	26,709	30,691	25,438	28,497	27,714	28,513	25,829	26,390	31,521

(百万円)

表 5：一般会計における歳出状況一覧（平成 23 年度から令和 2 年度）

歳出	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2
人件費	4,870	4,735	4,441	4,487	4,485	4,248	4,174	4,155	4,157	4,983
物件費	3,393	3,121	3,102	3,030	3,182	3,094	3,420	3,568	3,592	3,003
維持補修費	245	232	195	174	202	183	219	223	225	234
扶助費	3,274	3,245	3,316	3,479	3,285	3,875	3,707	3,552	3,698	3,669
補助費等	3,313	3,361	6,734	4,095	5,384	3,938	3,496	3,385	3,540	9,604
普通建設事業	2,546	3,666	5,138	1,932	2,067	2,072	4,067	1,680	2,016	1,011
公債費	3,316	3,433	3,445	3,809	4,119	4,508	4,588	4,699	4,738	4,645
積立金	1,931	1,495	1,131	955	1,928	2,210	1,298	1,136	1,079	1,209
繰出金	2,510	2,348	2,409	2,541	2,706	2,682	2,929	2,767	2,820	2,585
その他	68	76	7	3	4	11	5	4	6	4
歳出合計	25,466	25,712	29,918	24,505	27,362	26,821	27,903	25,169	25,871	30,947

(百万円)



## 第4章 財政

### 第2節 歳入

歳入の状況は、令和2年度では全体で約315億2,100万円となっています。区分別にみると、自主財源のうち市税（地方税）は、増減を繰り返し令和2年度は約56億6,700万円となりました。一方、依存財源のうち地方交付税は、平成27年度でピークを迎えた後、減少傾向であり、令和2年度は約95億6,800万円となっています。また、国県支出金は、新型コロナウイルス感染症に関連する国庫支出金の増に伴い、令和2年度は約94億9,200万円となっています。

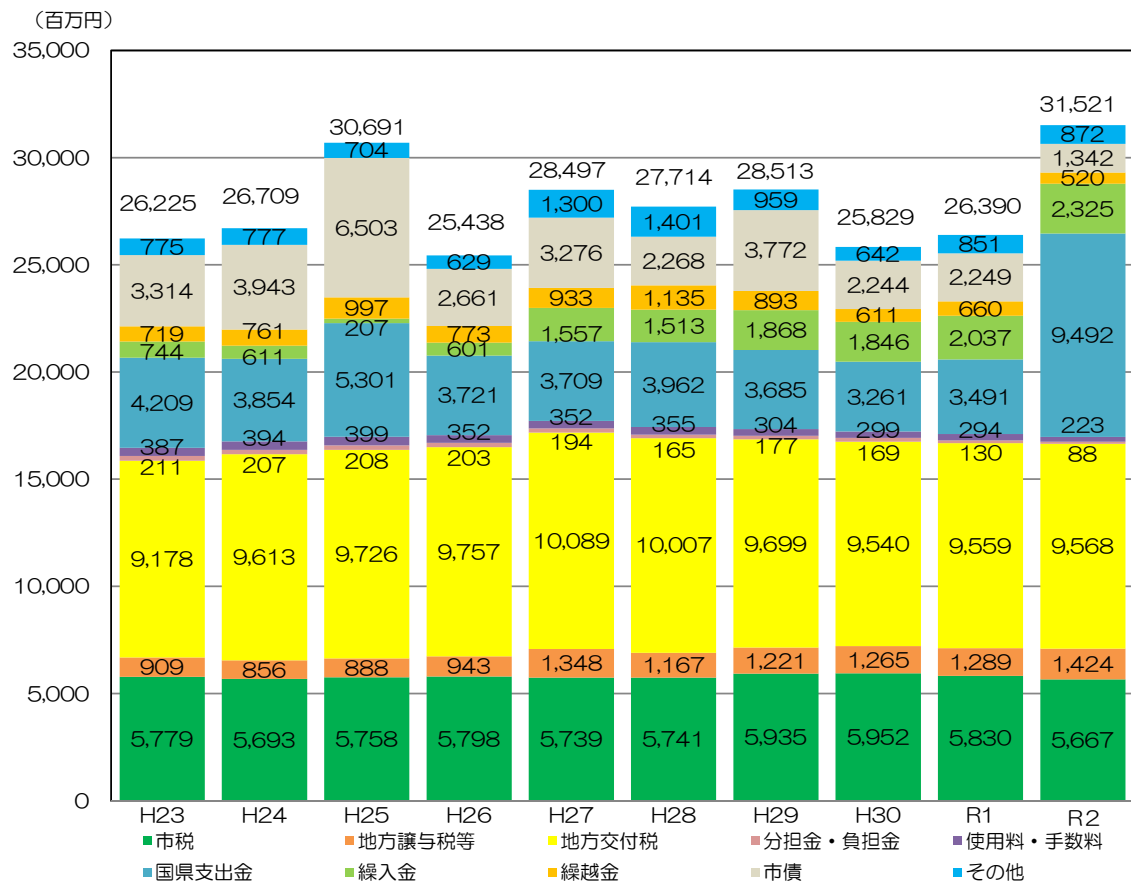


図9：歳入推移

(参照：歳入歳出決算資料（主要施策の成果に関する説明書）)

今後の歳入の見通しとして、令和3年度以降については、生産年齢層の減少や新型コロナウイルス感染症の影響などにより更に減少していく見込みです。

## 第4章 財政

### 第3節 普通交付税

普通交付税は、全国の自治体が一定水準で行政サービスが提供できるように、統一したルールに基づき計算した結果、歳入不足を補うために交付されます。

市町村合併した本市においては、スケールメリット（規模拡大による利益）により、効率的な行政サービスを提供できることから、普通交付税の額を算定する上で、単位当たりのコストは減少する（経常的な経費は少なくなる）と計算され、旧5町が合併しなかった場合の合計額より少ない交付額になり、効率的に集約された1つの市としての本来の額となります。

本市における普通交付税は、平成27年度からの合併算定替縮減期間を終え、令和2年度から1つの市（一本算定）として交付されています。この期間の歳入については、当初大幅な減少を見込んでいましたが、算定見直しにより約4億円の減少に止まり、影響額は想定より少額となっています。

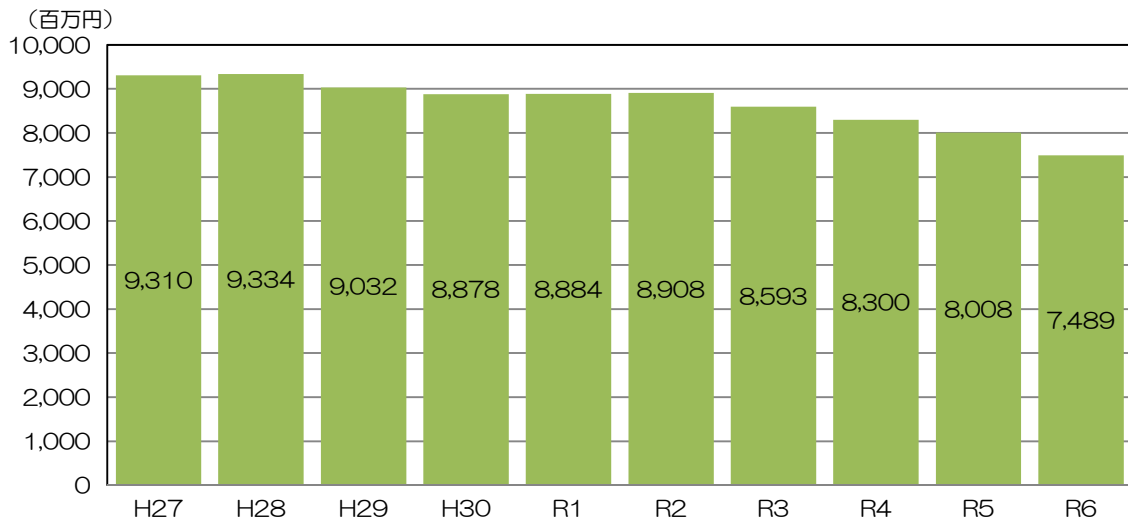


図 10：普通交付税推移  
(参照：志摩市財政計画)

令和3年度以降については、合併特例債の償還終了から、交付税算入される公債費が特に影響を受け、それに伴う交付額が減少していくものと想定されます。

## 第4章 財政

### 第4節 歳出

歳出の状況は、令和2年度では全体で約309億4,700万円となっています。区分別にみると、職員数の削減等の取組により人件費は減少し、一方、少子高齢化等の要因により扶助費が、合併特例債の借入限度額及び借入期限を見据え積極的に活用して建設事業等を進めたことにより公債費が、国民健康保険費・介護保険費の増により繰出金が増となっています。

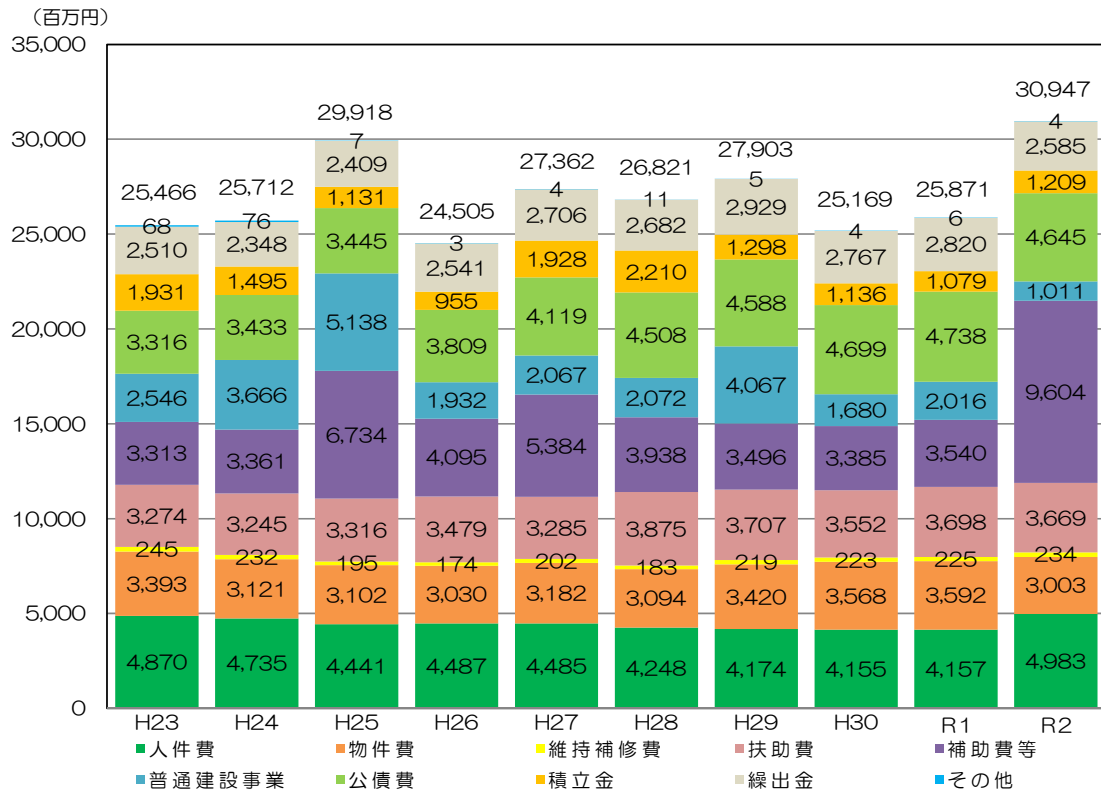


図 11：歳出推移

(参照：歳入歳出決算資料（主要施策の成果に関する説明書）)

今後の歳出の見通しとして、扶助費について過去の伸び率や人口推計により増加する一方、公債費について既に借り入れた起債の償還が終了することにより減少していくものと見込んでいます。このほか、財政健全化アクションプログラムに基づく取組を引き続き実施し、物件費や補助費等について抑制していきます。

## 第4章 財政

### 第5節 投資的経費

公共施設等の建設又は改修に支出された経費等が投資的経費となります。本市における投資的経費は、令和2年度では約10億1,500万円となっています。

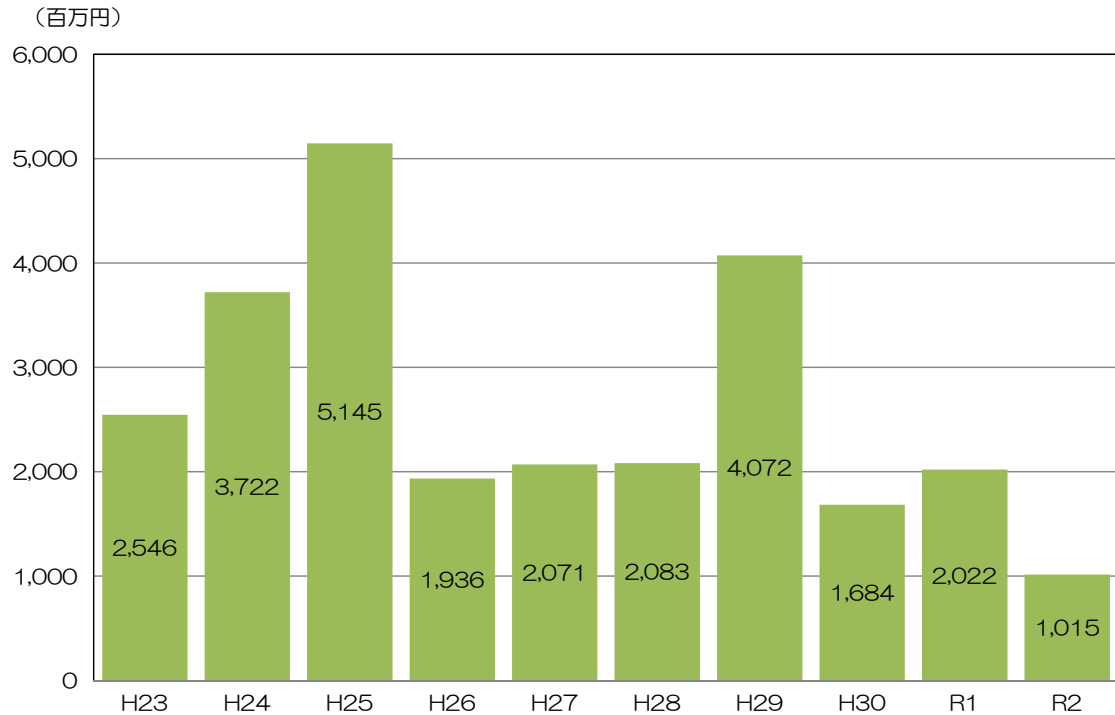


図 12：投資的経費の推移

(参照：歳入歳出決算資料（主要施策の成果に関する説明書）)

今後の投資的経費の見通しとして、令和3年度以降は約16億円から約19億円と推計しています。

## 第4章 財政

### 第6節 地方債残高状況

地方債残高は、平成25年度末でピークとなる約358億6,800万円となりました。それ以降、後年度における負担軽減を図ることを目的とした合併特例債の据置期間を設けない償還等により毎年減少しています。

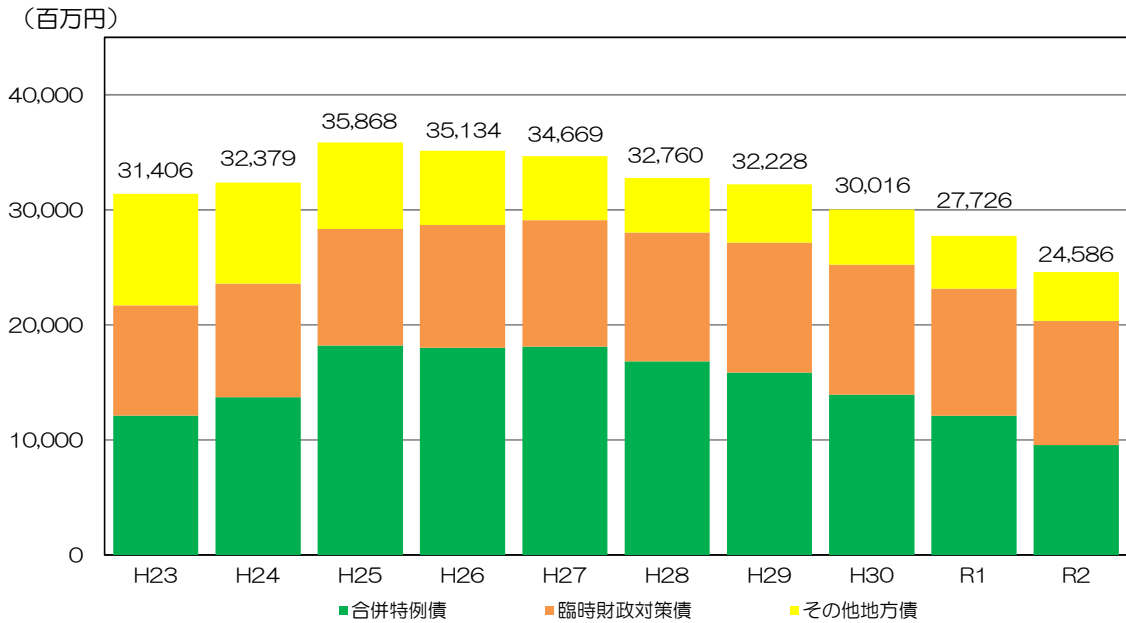


図 13：地方債残高推移

(参照：歳入歳出決算資料（主要施策の成果に関する説明書）)

今後の地方債残高の見通しとして、令和6年度末には約213億9,900万円まで減少すると推計しています。

## 第4章 財政

### 第7節 三重県他市町との財政状況比較

本市の財政状況を三重県他市町と比較すると、県内平均よりも経常収支比率、将来負担比率ともに上回っており、標準財政規模に比べ、財政が硬直化している状況です。

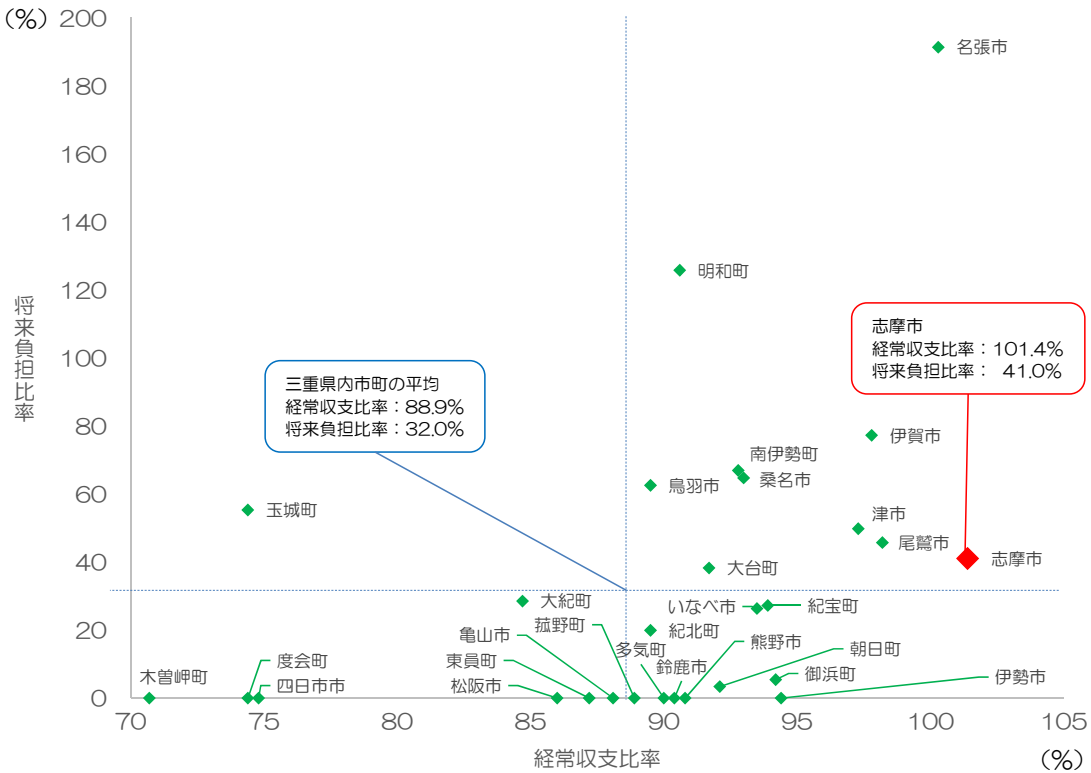


図 14：三重県市町の財政指標

(参照：総務省 令和元年度地方公共団体の主要財政指標一覧)

#### ○経常収支比率

使途が特定されていない一般財源(地方税、普通交付税など)のうち、人件費、扶助費及び公債費のように毎年度経常的に支出される経費(経常的経費)に充当されたものが占める割合です。

#### ○将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人などに係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が、将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率のことです。地方公共団体の一般会計などの借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえます。

## 第4章 財政

### 第8節 今後の財政見通し

本市の財政計画は、平成26年に策定した財政目標を引き継ぎ、策定後に生じた財政面での変化に対応し、健全な財政運営を持続するため令和2年度において見直しを行いました。財政計画では、最終年度である令和6年度には財政調整基金の取崩しを行わずに収支の均衡がとれる財政体制を確立するとともに、財政調整基金の残高について標準財政規模の10%以上を確保することを目標としています。この目標を達成し、持続可能な財政運営を行うためには、生産年齢層の減少や高齢化による扶助費の増が見込まれる中、歳出の縮減が必要です。その取組の一つとして、人口減少や人口構造の変化に起因した市民ニーズや施設利用状況の変化に応じた公共施設等の統廃合等により総量の適正化を図ることは、更新費用や維持管理経費を縮減し、縮減した経費を将来必要となる施設の対策費用に充てることのできる有効な取組です。

なお、歳出の中で、公共施設等の建設又は改修に支出する経費として普通建設事業費があります。財政計画においては、令和3年度以降は約16億円から約19億円と推計しています。改修等の実施に当たっては、総量の適正化を図り、世代間負担の公平性や実質公債費比率に留意しながら、事業の必要性及び実施時期を総合的に判断した上で、計画的に実施していきます。

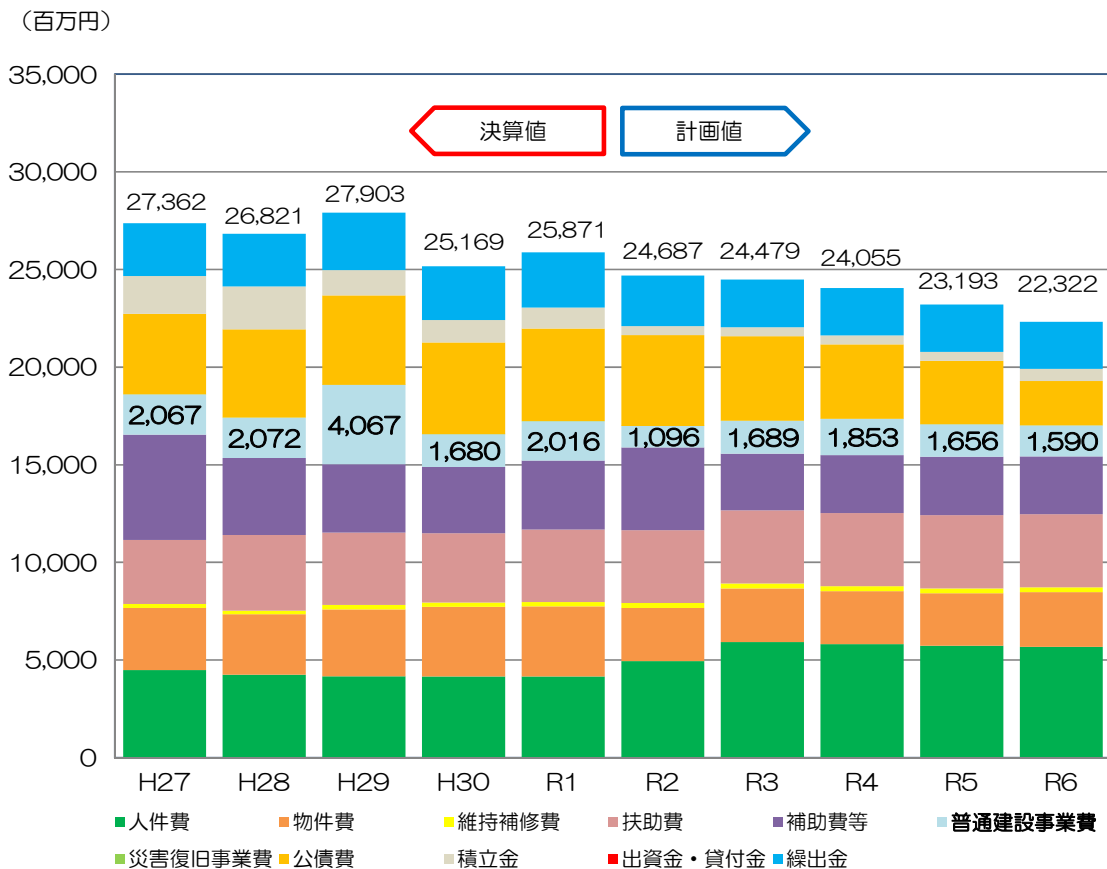


図 15：年度別収支計画（歳出）  
（参照：志摩市財政計画）

## 第5章 公共施設等の更新費用推計

本章では、今後の公共施設等の更新費用を推計するとともに、将来人口、財政見通しを考慮した今後の公共施設等の総量について目標の設定をします。

### 第1節 更新費用推計の手法

本市が保有する公共施設等について、今後、耐用年数を満了した際に全て更新すると仮定し、更新費用を推計しました（推計の諸条件につきましては、資料編をご確認ください）。

### 第2節 建築系公共施設の費用推計

建築系公共施設の更新費用（一般会計のみ）は、25年間の合計で約515億647万円であり、1年当たりの平均額では、約20億6,026万円が必要になります。内訳については、更新費用は約280億1,073万円、大規模改修費用は約234億9,547万円となります。

### 第3節 土木系公共施設の費用推計

土木系公共施設分の更新費用（一般会計のみ）は、25年間の合計で約290億1,057万円であり、1年当たりの平均額では約11億6,042万円が必要となります。内訳については、道路は約221億412万円、農道・林道は約44億3,038万円、橋梁は約18億3,885万円、漁港は約6億3,722万円となります。



第5章 公共施設等の更新費用推計

第4節 全体合計結果

建築系公共施設と土木系公共施設の今後25年間の更新費用(一般会計のみ)の総額は約805億1,704万円であり、1年当たりの平均額は約32億2,068万円となります。

しかしながら、本市における令和3年度から令和6年度の普通建設事業費(計画値)の平均は約16億9,700万円となっており、その後も同規模で推移していくと想定した場合、毎年、不足額が発生することが想定されます。

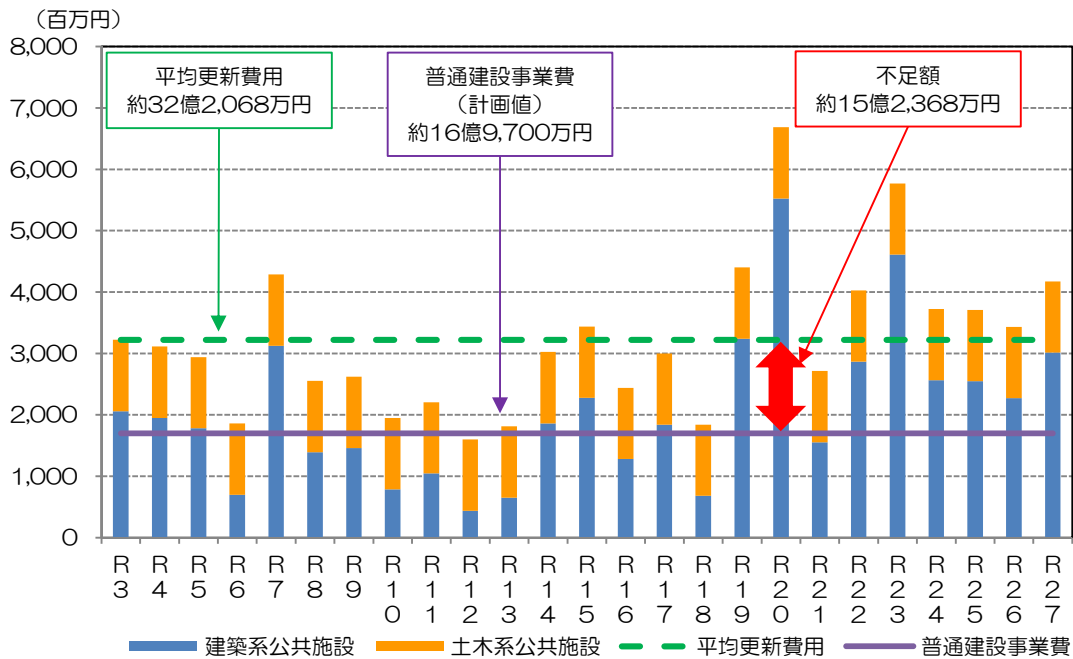


図 16：公共施設更新費用推計費用（一般会計のみ）

## 第5章 公共施設等の更新費用推計

### 第5節 目標の設定

前節での更新費用の課題と将来人口及び財政見通しを基に、今後の公共施設等の総量について、課題解決のため目標値を設定します。

#### 第1項 長寿命化による費用削減の試算

公共施設等の更新費用について、各施設の長寿命化計画により延命を図ることによる長期的使用などを前提として推計しました（長寿命化を前提とした推計の諸条件につきましては、資料編をご確認ください）。

長寿命化を図った場合の推計によると、今後25年間の更新費用（一般会計のみ）は、建築系公共施設は約402億7,914万円、土木系公共施設は約275億8,264万円で、総額約678億6,178万円であり、1年当たりの平均額は約27億1,447万円となります。

長寿命化による費用削減効果は、25年間で約126億5,526万円、1年当たりの平均額で約5億621万円となりますが、本市における令和3年度から令和6年度までの普通建設事業費（計画値）の平均は約16億9,700円となっており、長寿命化による費用削減を行ったとしても、毎年、不足額が発生することが想定されます。

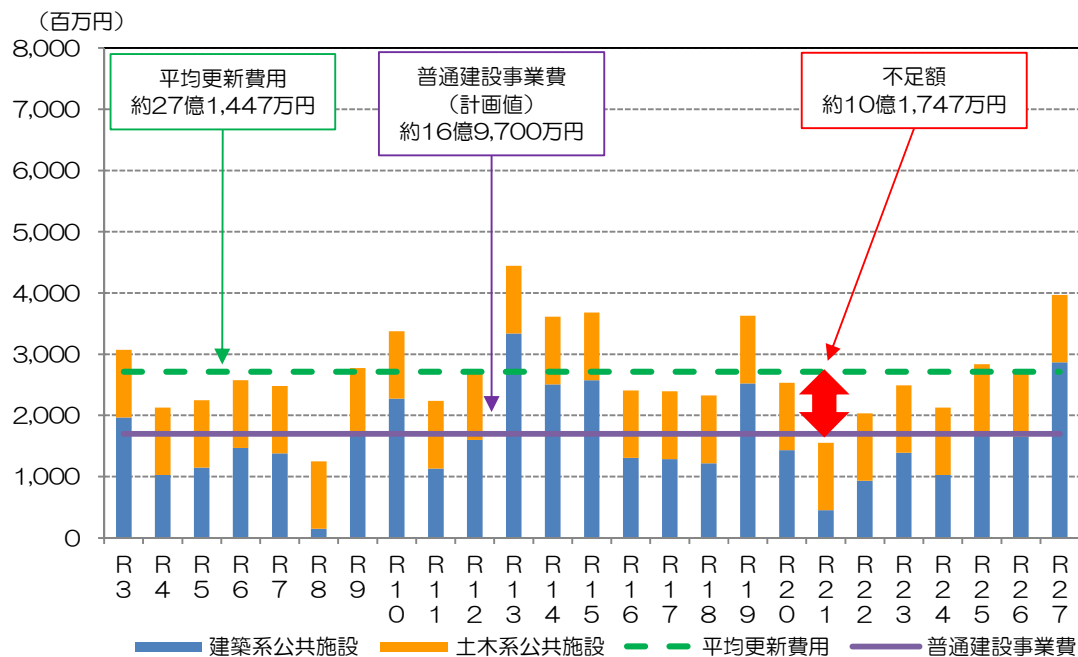


図 17：長寿命化を図った場合の更新費用推計

## 第5章 公共施設等の更新費用推計

### 第2項 将来人口、財政状況を考慮した建築系公共施設の総量の検討

本計画の策定時には、人口一人当たりの延床面積の目標値を県平均値に設定し、10年後の将来人口を考慮して削減する想定をしたところ、約3割の削減が必要な結果でしたが、本市の規模や地理状況を考慮すると現実的な目標ではないため、10年間で2割削減を目標値として設定しました。

本計画の策定後、これまで小・中学校や保育所・幼稚園等の再編等により1割程度の削減となりましたが、10年間で2割削減するためには令和7年度までに同程度の削減が必要となり、現実的には困難な状況です。

見直した財政計画を踏まえると、各施設の長寿命化計画によりライフサイクルコストの縮減を行ったとしても、公共施設等の更新費用推計として削減が必要となるため、当面の間は当初目標の早期達成を目指します。

### 第3項 目標達成の実施方針

早期の目標達成に向け、効率的かつ効果的に必要な対策を実施していくために、志摩市個別施設計画（建築系公共施設）に基づき劣化状況を評価した安全性と、施設ごとの利用状況などを評価した必要性により対策を定め、優先順位付けを行った上で適切に実施していきます。具体的な対策として、現状維持とした施設は、点検・診断等により適切に管理していくとともに、余剰スペースを活用して他の施設の受入れを検討します。また、更新や改修とした施設は、同時に集約化や複合化などを行うことを検討し、必要性評価が低い施設については、安全性を踏まえ、転用・売却・廃止などによる総量の削減を検討し、推進します。

今後、安全・安心を確保し、必要な施設・機能を適正に配置し存続させていくためには、総量削減の取組は当然のことながら、土木系公共施設の長寿命化計画の策定及び推進により、建築系公共施設とともにライフサイクルコストの縮減や平準化を図り、対策の実施に当たっても、コスト縮減が可能な工法や運営方法などを検討します。さらに、より有利な補助金や地方債の活用など、充満可能な財源の確保に努め、持続可能な公共施設等の維持、管理を実現し、目標を達成していきます。

## 第6章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

ここまでの公共施設等の現況、人口、財政及び公共施設等の更新費用推計についての課題点をまとめると以下のとおりです。

### ①公共施設等の現況・更新費用推計

本市は、平成 16 年に旧 5 町が合併し誕生したことにより、市内に類似する用途を持った公共施設等が重複して存在しています。

また、南海トラフの理論上最大クラスの地震を想定した津波浸水想定区域内、土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等、様々な災害による被害が想定されている区域に位置する施設も存在しています。

さらに昭和 50 年頃から平成 10 年頃にかけて集中的に整備されており、今後の更新費用推計は、長寿命化を図った場合でも、見込んでいる普通建設事業費では不足が発生する予測です。

### ②人口

人口減少は続き、令和 27 年度までには 3 割程度以上の人口減少が見込まれており、少子高齢化の傾向も継続すると予測されます。

### ③財政

合併算定替えの終了及び合併特例債の償還終了による普通交付税の減少、生産年齢層の減少などによる税収の減少及び少子高齢化などによる社会保障費の増加が見込まれ、歳出の縮減が必要です。

以上の課題点を踏まえ、本章では、今後の公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する方針を定めます。

## 第6章 公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針

### 第1節 基本的な考え方

本市における公共施設マネジメントの基本的な考え方を以下のとおり定めま  
す。

#### 第1項 対象施設

この基本方針の対象施設は、本市が所有する建築系公共施設及び土木系公共  
施設とします。

#### 第2項 計画期間

この基本方針は、中長期的な視点に立って策定するものであり、本市所有の建  
築系公共施設の更新時期が集中する平成 28 年度から令和 27 年度までの 30  
年間に計画期間とし、総合計画を始めとする上位計画、関連計画及び社会情勢の  
変化を踏まえて必要に応じて見直すこととします。

#### 第3項 全庁的な取組体制と情報共有

本計画に基づき公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するため、副市  
長を会長として、公共施設等を所管する部署の部長級を委員として「志摩市公共  
施設マネジメント推進会議」を組織し、全庁的な取組体制として情報を共有して  
います。なお、平成 28 年まで「跡地、施設等利活用検討プロジェクトチーム」  
で検討を進めていた、「用途廃止施設及び公共施設の跡地等の活用の方針」につ  
いては、本会議で所掌しています。また、本会議の庶務を行う部署において、本  
計画の進捗状況等を管理します。

#### 第4項 現状や課題に関する基本認識（公共施設等の現状と課題）

本市における公共施設等は、類似する用途を持った施設が重複して存在し、  
様々な災害による被害が想定される区域に位置する施設も存在します。さらに、  
昭和 50 年頃から平成 10 年頃にかけて集中的に整備されています。

このため、維持管理経費がかさみ、高台などへの移転が必要となるとともに、  
今後多くの施設が更新時期を迎えることとなります。

しかしながら、人口減少や人口構造の変化に起因した市民ニーズや施設利用  
状況の変化、普通交付税や税収入などの歳入の減少、社会保障費などの歳出の増  
加が予測されることから、全ての施設をこれまでの配置と規模で存続させ、移転  
や更新を続けていくことは非常に困難な見通しとなっています。

したがって、必要な施設を存続させていくためには、今後の予測や費用対効果  
の視点を踏まえた統廃合などにより総量を削減し、更新費用や維持管理経費を  
縮減するとともに、廃止した施設（用地を含む）の売却や貸付けにより収入を得  
るなど、財源の確保が必要となります。

## 第2節 公共施設等に関する基本的な考え方

本節では、前節の内容を基に公共施設マネジメントの基本方針とその実施方針を定めます。

### 第1項 基本方針

本項では、公共施設マネジメントの3つの基本方針を定めます。

#### (1) 安全・安心の確保

今後、公共施設等が老朽化していく中で、市民及び利用者の安全・安心を確保していくことは最優先に求められることであり、ユニバーサルデザインの街づくりへ向けて、全ての人が安全かつ快適に利用できることも求められます。

また、公共施設等には、津波浸水想定区域内など、災害による被害が想定される区域に位置するものがあるため、用途を踏まえて早期の高台移転等を進めていきます。さらに、災害時に避難所や拠点施設として機能するものもあり、機能維持にも十分配慮する必要があります。

#### (2) 適正な配置と規模

今後、人口減少や市の役割の変化などを受け、公共施設等に対するニーズや利用状況が変化することが予測されます。一方、普通交付税や税収入などの減少や扶助費の増加により普通建設事業費の縮減が予測されます。

このため、公共施設等の更新等の検討に当たっては総量の最適化を前提とし、施設において提供するサービス機能について、市内の同じ機能の施設を統廃合する集約化、異なる機能の施設を一つに統廃合する複合化や多機能化を実施し、近隣市町と協力したサービス機能の広域化の可能性についても検討します。その結果、生じる廃止施設の維持管理経費の削減分や施設（用地を含む）の売却、貸付けの収入を更新費用に充当するなど、更新等に要する財政負担を軽減する手法を検討します。

これらの予測と検討作業を踏まえて、今後の利用需要を見据えた適正な配置と規模を確保しながら、費用対効果の視点を踏まえ集約化、複合化、減築、更新等を実施していきます。

#### (3) 長寿命化の推進

中長期的な観点から、点検・診断等の計画的な実施による適切な維持管理・修繕を実施し、施設に応じて予防保全型維持管理により長寿命化を推進し、公共施設等の更新に係る財政負担の軽減及び平準化を図るとともに、安全・安心の確保を確実に実施していきます。

## 第2項 実施方針

本項では、前項の基本方針を受けて、以下の9つの実施方針を定めます。

### (1) 点検・診断等の実施方針

法定点検対象となる建物及び建築設備は定期点検を実施するとともに、施設管理者による日常点検及び志摩市個別施設計画（建築系公共施設）に基づく安全性評価を実施します。また、施設の規模に応じて建築士による定期的な健全度評価を実施し、不具合の兆候が見られる場合は公共施設マネジメント担当部署を通じて、営繕部署や状態に応じては専門家による調査など、定期的に点検・診断等を実施します。

点検・診断等の結果を記録として蓄積することで、維持管理・修繕、改修及び更新の実施に活用するとともに、本計画の見直しに反映し、充実を図ります。

### (2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

維持管理・修繕、改修及び更新に当たっては、予防保全型維持管理を優先し、ライフサイクルコストの縮減、平準化を図ります。

維持管理は、施設管理者により設備機器の運転や清掃を実施し、適切な管理を実施します。

補修、修繕に当たっては、点検・診断等の結果に基づいて実施し、施設によっては関係団体との役割分担を定め、速やかな対応ができる体制を構築します。

改修は、点検・診断等の結果及び維持管理・修繕の履歴を踏まえ、今後の利用需要や市民ニーズの変化を予測し、集約化や複合化を検討の上、必要な施設に実施します。更新についても必要な施設に実施し、総量の最適化を前提に集約化、複合化又は減築を検討します。

なお、これらの実施にあたっては、従来の更新方法と併せて民間事業者の技術、ノウハウ及び資金を活用する PPP/PFI など新たな事業手法も含めて検討します。民間事業者の活用については、従来の単一施設のみで検討するのではなく、公共サービス全体で検討し、公共サービス全体の効率化やコストの縮減を図ります。

### (3) 安全確保の実施方針

各施設において安全確保に係る項目のチェックシートを作成し、点検時に問題がないことを確認します。危険が認められた場合は評価内容に沿って、安全性を確保するための修繕や改修を実施します。

一方、高い危険性が認められた場合など、総合的に判断した結果、修繕や改修を実施せず、施設の使用中止を判断する場合があります。なお、施設の使用中止を判断した場合は廃止について検討します。また、廃止した場合その後の利用見込みのない公共施設等については、除却を進めていきます。

(4) 耐震化の実施方針

対象となる建物の耐震化は完了していますが、廃止を前提とした一部の建物などは未対応であり、今後、廃止及び除却を進めていきます。

(5) 長寿命化の実施方針

点検・診断等の結果を基に、適切に維持管理・修繕を実施することで施設の健康な状態を維持し、施設に応じて予防保全型維持管理により長期的使用に努め、ライフサイクルコストの縮減と平準化を図ります。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

ユニバーサルデザインの街づくりの考え方を踏まえ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすい施設となるよう、改修や更新の際には、ユニバーサルデザイン化の整備を進めます。

(7) 統合や廃止の推進方針

施設の評価及び検討の結果、集約化、複合化、多機能化、減築、転用、廃止等の取組を進め、総量及び規模の最適化を図ります。また、取組の中で施設の特徴及び地域性を考慮し、配置の適正化について検討します。

利用状況や耐用年数の経過により廃止した公共施設等（用地を含む）については、公共施設マネジメント推進会議と情報共有を図り、他用途への転用や地元自治会、民間団体での活用、売却・貸付けなど、早期の有効活用を図っていきます。有効活用に適さない施設については売却するなどし、他の施設の維持管理経費に充当します。

将来、公共施設等を更新する際には、社会情勢の変化や分権の推進状況を踏まえて、国や県との連携や民間施設での代替や民間施設との合築などの可能性も検討し、適切な所有・管理主体を検討します。

(8) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

本計画を基に公共施設マネジメントに取り組み、公共施設マネジメント推進会議を中心として、施設所管部署及び公共施設マネジメント担当部署が一体となり、総合的かつ計画的な施設の管理を実現するための体制とします。

全庁的な公共施設マネジメントを推進していくためには、職員一人一人が公共施設マネジメントの意義を理解し、持続可能な市民サービスの確保のために創意工夫に努めることが重要です。今後も、経営的視点に立った対策の実施、総量の最適化、予防保全的な維持管理及びコスト感覚に関する情報管理、共有方策について意識の向上に努めます。



(9) 広域的な連携体制の構築

効率的かつ効果的な公共サービスを提供するため、自前で全ての施設を整備し、及び運営するだけでなく、ごみ処理施設や高齢者介護施設のように、近隣市町と整備及び運営を実施する広域的連携、国や県との連携及び民間施設を活用した公共サービスの提供などの官民連携の検討も視野に入れ、連携体制を構築していきます。

第3項 フォローアップの実施方針

本計画に基づき、個別施設計画の実施、本計画の詳細化及びその内容を踏まえた計画の見直しという一連の作業の繰り返しにより、本計画の内容を充実させていくこととします。

また、今後の社会情勢によって、財政見通しや将来人口の予測などが変化することも想定されますので、議会への報告や広報紙、ホームページ・行政チャンネルなどを利用して、市民の皆さまへ十分に情報を示しながら計画の見直しを実施します。

第4項 行政サービスの水準

本計画において、建築系公共施設の総量の削減目標を設定していますが、これは行政サービスの水準を下げるということではなく、地域社会の実情に合わせ、行政サービスを効率化し、「持続可能な行政サービス」へ変えていくということです。このために施設の複合化や行政サービス提供の広域的連携、PPP/PFIなどの官民連携などの検討を進めていきます。

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

本章では、前章の公共施設等の総合的・計画的な管理に関する基本方針を基に、施設類型ごとの特徴を踏まえた管理に関する基本方針を定めます。

### 第1節 建築系公共施設

これまで実施してきた対策や変化する役割等を踏まえ、施設類型ごとの現状、課題等の基本認識をまとめ、今後の対策の基本的な考え方を整理しました。管理に関する方針は、前章第2節の公共施設等の管理に関する基本的な考え方を基本とし、施設類型ごとの特徴的な部分について定めました。

なお、施設情報は令和4年3月末時点（見込み）で、建物が複数ある場合、建築年度は主な建物を、延床面積は全ての建物の合計を記載しています。

### 第1項 学校教育系施設

#### ・学校

本市には、7校の小学校と6校の中学校があります。平成27年には、17校の小学校と7校の中学校がありましたが、平成21年に策定された「志摩市立小中学校再編基本計画」を基に再編を進め、平成29年度に終了しました。

学校によっては建築年数が異なる建物や屋内運動所があるため、学校施設長寿命化計画に基づき対策を実施します。

表6：学校

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)	生徒数 児童数
1	浜島町	浜島小学校	平成21年		5,493.00	76
2	浜島町	浜島中学校	昭和56年		4,863.00	54
3	大王町	大王小学校	平成24年		4,392.00	131
4	大王町	大王中学校	昭和40年		3,735.00	93
5	志摩町	志摩小学校	昭和57年		5,223.00	248
6	志摩町	志摩中学校	平成2年		6,584.00	167
7	阿児町	鵜方小学校	平成3年		7,522.00	548
8	阿児町	神明小学校	昭和53年		3,930.00	193
9	阿児町	東海小学校	平成29年		6,925.00	314
10	阿児町	文岡中学校	昭和55年		7,422.00	371
11	阿児町	東海中学校	昭和56年		4,732.00	180
12	磯部町	磯部小学校	昭和40年		4,734.00	226
13	磯部町	磯部中学校	昭和59年		6,781.00	151
合計	13	施設	延床面積		72,336.00㎡	

※：生徒数、児童数については令和3年5月1日時点

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・その他教育系施設

その他教育系施設には、総合教育センター及び学校給食センターがあります。総合教育センターは、旧大王健康管理センターを転用し、活用しています。

表 7：その他教育系施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	大王町	総合教育センター	平成9年		801.31
2	阿児町	学校給食センター	平成25年		3,573.54
合計	2	施設	延床面積		4,374.85㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第2項 市民文化系施設

#### ・文化施設

本市は、文化施設を3施設保有しており、市民の生活、文化、芸術の向上及び生涯学習の振興を図ることを目的として建設されています。

文化施設は、支所や歴史民俗資料館との複合施設となっていますが、一人当たりの面積については類似団体、三重県平均及び全国平均と比較しても高くなっていることから、施設の老朽化に伴う改修及び更新の必要性が生じた際には、適正な配置と規模を検討します。なお、阿児アリーナは平成29年度に大規模改修を実施したため、適切な維持管理に努めます。

表 8：文化施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	志摩町	志摩支所 志摩文化会館	平成8年		3,004.23
2	阿児町	阿児アリーナ	平成3年		5,735.95
3	磯部町	磯部支所 歴史民俗資料館 磯部生涯学習センター	平成16年		3,766.23
合計	3	施設	延床面積		12,506.41m <sup>2</sup>

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・集会施設

本市は、集会施設を36施設保有しており、施設の多くは指定管理者制度で運営しています。公民館、生涯学習センター及びコミュニティセンター等があり、それぞれ地域の連帯意識の振興、地域活動、学習、憩いの場及びコミュニケーションの場として活用されています。

昭和50年頃から60年頃にかけて整備されたものが多く、劣化による不具合が発生している施設や災害による被害が想定される区域に立地している施設もあり、更新や移転の検討が必要な施設があります。

今後、市民のニーズは多様化していくと考えられるため、利用需要を見据えた適正な配置と規模を確保しながら、集約化、複合化、減築、更新等を検討します。

表 9：集会施設（1）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	浜島町	桧山路生涯学習センター	平成2年	○	346.04
2	浜島町	塩屋生涯学習センター	平成4年	○	348.27
3	浜島町	迫子地区公民館	平成元年	○	421.75
4	浜島町	迫子コミュニティセンター大崎会館	昭和53年	○	184.57
5	浜島町	浜島支所・浜島生涯学習センター	平成5年		992.29
6	浜島町	浜島コミュニティセンター誠心館	昭和60年	○	173.69
7	浜島町	浜島コミュニティセンター養心館	昭和56年	○	140.78
8	浜島町	南張生涯学習センター	平成3年	○	436.01
9	大王町	畔名コミュニティセンター	平成4年	○	472.59
10	大王町	名田地区公民館	昭和55年	○	411.18
11	大王町	大王公民館	昭和58年		1,348.69
12	大王町	波切コミュニティセンター	平成2年	○	233.97
13	大王町	船越地区公民館	昭和62年	○	579.00
14	志摩町	片田共同福祉施設	昭和63年	○	732.66
15	志摩町	布施田コミュニティセンター	昭和52年	○	442.31
16	志摩町	おりきの松公園多目的集会施設	平成21年	○	153.36
17	志摩町	間崎島開発総合センター	昭和63年	○	510.01
18	志摩町	越賀地区多目的集会施設	昭和60年	○	546.00
19	志摩町	御座コミュニティセンター	平成6年	○	528.90

表 10：集会施設（2）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
20	阿児町	鵜方公民館	昭和48年		656.37
21	阿児町	阿児神社多目的集会所	昭和58年		99.63
22	阿児町	神明地区公民館	昭和45年	○	559.68
23	阿児町	うらじろ集会所	昭和56年	○	99.21
24	阿児町	立神ふれあいセンター	平成4年	○	665.55
25	阿児町	志島地区公民館	昭和46年	○	387.96
26	阿児町	甲賀地区公民館	昭和50年	○	473.40
27	阿児町	国府地区公民館	昭和47年	○	400.10
28	阿児町	安乗漁民センター	昭和54年	○	556.60
29	磯部町	山田コミュニティセンター	平成24年	○	297.87
30	磯部町	山田集会所	昭和57年	○	197.88
31	磯部町	渡鹿野島コミュニティ公園集会室	平成13年	○	87.48
32	磯部町	渡鹿野島開発総合センター	昭和60年	○	878.11
33	磯部町	川辺コミュニティセンター	昭和51年	○	353.70
34	磯部町	梶坊集会所	昭和63年	○	96.88
35	磯部町	迫間中央集会所	平成元年	○	142.18
36	磯部町	山原集会所	昭和62年	○	228.06
合計	36	施設	延床面積		15,182.73㎡

・その他市民文化系施設

その他市民文化系施設は、陶芸館として浜島あけぼの館、志摩陶芸館、阿児陶芸館及び磯部陶芸作業所があります。また、大王公民館にも陶芸室及び倉庫棟があります。

利用率が低い状況にあるため、利用促進を図るとともに、適正な配置と規模にしていく必要があります。

表 11：その他市民文化系施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	浜島あけぼの館	平成10年		130.80
2	志摩町	志摩陶芸館	平成26年		42.33
3	阿児町	阿児陶芸館	平成6年		114.30
4	磯部町	磯部陶芸作業所	昭和48年		79.49
合計	4	施設	延床面積		366.92㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第3項 社会教育系施設

#### ・図書館

本市が所有する図書館は、平成6年に建設され、平成22年度に5つの図書館を市立図書館に集約しました。令和元年度には大規模改修を実施したため、適切な維持管理に努めます。また、展示物や書架の転倒及び落下対策を実施し、利用者の安全を確保します。

表 12：図書館

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	阿児町	市立図書館	平成6年		2,717.83

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第4項 スポーツ・レクリエーション系施設

#### ・スポーツ施設

本市は、スポーツ施設を 22 施設保有しており、多くは築 30 年以上経過しており老朽化が進んでいます。また、廃校となった体育館を社会体育館として活用している施設もあり、類似用途の小規模施設が重複して存在しています。

スポーツ施設整備基本計画において、アンケート結果から、健康づくりや運動不足の解消、スポーツの練習で利用することが多く、個人やクラブ・サークルなどで気軽にスポーツを楽しみたいという傾向が強いことがわかりましたが、現在の施設環境やソフト事業等は十分とはいえない状況であるため、各施設の位置付けや役割を明確にした上で整備基本方針などを定め、整備充実を図ります。

表 13：スポーツ施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	迫塩社会体育館	昭和52年		565.70
2	浜島町	迫塩プール	昭和60年		63.70
3	浜島町	浜島ふるさと公園	平成7年	○	129.50
4	浜島町	浜島B&G海洋センター	平成3年	○	3,010.21
5	大王町	大王柔剣道場	昭和51年		219.70
6	大王町	大王相撲場	平成元年		99.75
7	大王町	ともやま公園球場	昭和56年		200.48
8	大王町	ともやま公園多目的屋内運動場	平成4年		2,023.93
9	大王町	ともやま公園プール管理棟	昭和55年		144.00
10	大王町	船越社会体育館	昭和60年		588.00
11	志摩町	片田社会体育館	平成22年		764.00
12	志摩町	志摩総合スポーツ公園	平成6年	○	78.57
13	志摩町	志摩B&G海洋センター	昭和62年	○	2,763.54
14	阿児町	阿児ふるさと公園	平成11年		41.00
15	阿児町	長沢野球場	昭和57年		267.00
16	阿児町	長沢多目的広場	令和元年		130.84
17	阿児町	賢島スポーツガーデン	昭和60年	○	179.99
18	阿児町	甲賀社会体育館	平成10年		609.00
19	阿児町	国府社会体育館	平成22年		746.00
20	磯部町	磯部プール	昭和62年	○	86.40
21	磯部町	磯部ふれあい公園	平成3年	○	2,543.07
22	磯部町	成基社会体育館	昭和56年		607.91
合計	22	施設	延床面積		15,862.29㎡



## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・レクリエーション施設・観光施設

本市は、レクリエーション施設・観光施設を 15 施設保有しており、築 30 年以上経過している施設も多く、倉庫などで老朽化が進んでおり、修繕、改修又は更新が必要なものがあります。

表 14：レクリエーション施設・観光施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	浜島温泉施設	平成10年		30.46
2	浜島町	集客交流拠点施設「わんさかわんさ」	昭和47年		178.42
3	浜島町	浜島磯体験施設「海ほおずき」	平成15年		4,713.49
4	浜島町	南張海浜公園管理棟	昭和63年		167.00
5	大王町	大王崎観光駐車場	昭和45年		79.13
6	大王町	ともやま公園野外活動センター	平成4年		797.00
7	大王町	ともやま公園観光センター	昭和63年		621.16
8	阿児町	創造の森「横山」作業所	平成6年		124.83
9	阿児町	阿児の松原スポーツセンター	昭和62年		308.08
10	阿児町	国府白浜園地休憩舎	平成17年		141.00
11	阿児町	志摩パークゴルフ場	平成15年		406.30
12	阿児町	安乗埼灯台資料館	平成5年	○	155.97
13	阿児町	安乗岬園地休憩舎	昭和57年	○	222.82
14	磯部町	観光農園	平成15年		106.77
15	磯部町	道の駅「伊勢志摩」	平成13年	○	175.00
合計	15	施設	延床面積		8,227.43㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第5項 産業系施設

本市は、産業系施設を7施設保有しており、産業の活性化と流通の振興、市の産業振興の情報を発信するため設置していますが、施設のあり方について関係団体との協議や廃止を検討する必要があります。

表 15：産業系施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	産業振興会館「ちしろ」	平成14年		330.45
2	大王町	大王種苗センター	平成11年		576.00
3	志摩町	志摩特産物販売施設	平成5年		415.47
4	志摩町	漁業研修センター	昭和53年		154.38
5	志摩町	志摩のり人工採苗施設	昭和44年		324.00
6	阿児町	阿児特産物開発センター	昭和61年		414.91
7	阿児町	阿児増殖センター	昭和54年		422.31
合計	7	施設	延床面積		2,637.52㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第6項 供給処理施設

本市は、供給処理施設を、排水機場と排水処理施設の2種類、6施設保有しています。

排水機場は、農業集落への浸水を防ぐための洪水をコントロールして、流域の浸水被害を軽減し周辺流域の人々の生命と暮らしを守るため、農地に溜った水をポンプで強制的に海へ吐き出すことが主な役割です。排水処理施設は、海域への水質汚染や汚濁負荷を軽減することが主な役割です。

供給処理施設は、内部に大規模な機械設備を有し、運用は委託していることから、受託者から提出される点検・診断等の結果を蓄積し、予防保全に努め、施設のトラブル発生を未然に防ぐ安全管理に努め、不具合が発見され次第、維持管理・更新等を実施します。

表 16：供給処理施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	大王町	畔名排水機場	平成13年		34.06
2	志摩町	御座白浜排水処理施設管理棟	平成2年		63.68
3	志摩町	和具漁業集落排水処理施設管理棟	平成11年		87.85
4	阿児町	阿児排水機場	平成29年		117.48
5	磯部町	下之郷排水機場	令和3年		130.31
6	磯部町	坂崎排水機場	平成15年		32.34
合計	6	施設	延床面積		465.72m <sup>2</sup>

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第7項 子育て支援施設

#### ・幼稚園・保育所

本市には、平成27年には幼稚園4施設、保育所8施設、幼保園3施設を保有していましたが、現在は幼稚園1施設、保育所5施設、幼保園4施設、放課後児童クラブ2施設（複合施設は除く）となりました。

多くは近年に建設されていますが、昭和50年代に建設され老朽化が進んでいる施設もあり、改修や更新の検討が必要な施設もあります。津波浸水想定区域内に位置する志摩幼保園は高台に移転します。放課後児童クラブは、児童数の減少により小学校に余裕教室が生じた場合は、移転を協議します。

表 17：幼稚園・保育所

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	浜島町	浜島幼保園 浜島子育て支援センター	昭和50年		1,451.83
2	大王町	大王幼保園 大王幼保給食センター	平成25年		1,983.34
3	志摩町	志摩幼保園 志摩子育て支援センター 志摩放課後児童クラブ	平成5年		3,554.87
4	阿児町	鵜方保育所	平成26年		1,508.87
5	阿児町	鵜方幼稚園	平成9年		1,674.00
6	阿児町	鵜方放課後児童クラブ	平成元年		324.10
7	阿児町	神明放課後児童クラブ	昭和52年		413.00
8	阿児町	立神保育所	平成6年		552.88
9	阿児町	安乗保育所	昭和53年		870.38
10	磯部町	磯部幼保園 磯部子育て支援センター	平成27年		1,502.58
11	磯部町	ひのでが丘保育所	平成4年		718.89
12	磯部町	ひまわり保育所	平成13年		1,350.05
合計	12	施設	延床面積		15,904.79m <sup>2</sup>

#### ・その他子育て支援施設

その他子育て支援施設には磯部幼保給食センターがあります。給食数の減少によっては、大王幼保給食センターとの集約化を検討します。

表 18：その他子育て支援施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	磯部町	磯部幼保給食センター	平成16年		700.22

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第8項 保健・福祉施設

#### ・保健福祉施設

本市は、健康福祉センターを1施設保有しており、市民の健康の保持及び増進並びに福祉の向上を図るため、母子保健事業、健康増進事業、健康危機管理事業、感染症対策等を推進するとともに、ふれあいの場づくりや高齢者等の福祉サービスを提供しています。阿児健康福祉センター「サンライフあご」には、平成28年度に統合した保健センター、指定管理者制度で運営している阿児地域福祉センター及び阿児健康増進センターがあります。

施設は、建設から20年以上が経過し、関係法令の改正、志摩市の発足など求められる機能や実施する事業等が変化しており、建物や施設設備等の劣化も著しいことから、改修により長寿命化やユニバーサルデザインによる施設整備を実施します。また、休日夜間応急診療所を設置するとともに、各種機能の集約や動線の改良、相談スペースの確保などの改修を実施します。

なお、屋内プール棟は経年劣化が特に著しく、建物の安全性が担保できないため、利用者及び屋内プール棟等で働いている方の安全・安心を第一に考え、解体・撤去します。また、跡地利用については民間事業者等の資源、技術、ノウハウ等を活用した健康福祉施設の整備を検討します。

表 19：保健福祉施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	阿児町	阿児健康福祉センター 「サンライフあご」	平成9年	○	4,468.08
合計	1	施設	延床面積		4,468.08㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・高齢者福祉施設

本市は、高齢者福祉施設を9施設保有しており、老人憩の家と介護予防拠点施設があり、地域の高齢者向けに憩いの場や福祉サービスを提供しています。施設運営は、指定管理者制度で運営しており、主に地域の老人クラブや社会福祉協議会に運営を委託しています。

施設は、老朽化が進んでいるものや建築年度が不明なものもあるため、今後、更新が多く発生することが予測されます。一方で、厳しい財政予測及び高齢者の増加などの社会情勢の変化もあるため、高齢者福祉施設のあり方について中長期的な視点で検討していきます。

表 20：高齢者福祉施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	大王町	船越老人憩の家	昭和48年	○	198.99
2	志摩町	片田大野老人憩の家	不詳	○	24.79
3	志摩町	間崎いきいきセンター	平成12年		269.79
4	志摩町	越賀老人憩の家	不詳	○	64.96
5	阿児町	鵜方老人憩の家	平成元年	○	377.58
6	阿児町	立神老人憩の家	昭和59年	○	77.51
7	阿児町	志島老人憩の家	平成4年	○	52.00
8	阿児町	国府老人憩の家	平成6年	○	116.68
9	阿児町	菜の花館	平成13年	○	160.95
合計	9	施設	延床面積		1,343.25㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・障害者福祉施設

本市は、障害者福祉施設を6施設保有しており、障がい者の日常生活上の支援や創作的活動又は生産活動の機会等、日中の活動の場を提供しています。

昭和60年前後に建設されている施設や、災害による被害が想定される区域に立地している施設もあり、今後、修繕や移転の検討が必要です。

表 21：障害者福祉施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	障がい者支援施設「えりはら」 作業所「あいあい」	昭和58年		111.72
2	大王町	障がい者支援施設「あいのその」	平成13年		162.41
3	阿児町	障がい者支援施設「はばたき」 作業所「レインボー」	平成19年		100.31
4	阿児町	障がい者支援施設「あいのその」 作業所「ひかり」	昭和62年		122.85
5	阿児町	障がい者支援施設「はばたき」	平成10年		661.00
6	阿児町	障がい者デイサービスセンター 「きらり」	平成12年		471.45
合計	6	施設	延床面積		1,629.74㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・その他保健・福祉施設

本市は、その他保健・福祉施設を 11 施設保有しており、斎場や墓地などがあり、市民生活環境の向上のためのサービスを提供しています。

地域福祉センター及び介護老人保健施設「志摩の里」は、指定管理者制度により運営しています。

斎場浜島やすらぎ苑は平成 30 年度末に閉鎖し、施設を除却の上、跡地は消防施設の用地として活用しました。

表 22：その他保健・福祉施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	浜島地域福祉センター「さくら苑」	平成4年	○	1,560.00
2	大王町	大王地域福祉センター「ゆうゆう苑」	平成4年	○	1,147.90
3	磯部町	磯部健康福祉センター「かがやき」	平成10年	○	2,843.21
4	志摩町	介護老人保健施設「志摩の里」	平成19年	○	5,952.59
5	磯部町	迫間文化会館	平成25年		528.00
6	浜島町	浜島墓苑休憩所	平成16年		72.77
7	大王町	畔名墓地倉庫	不詳		18.29
8	大王町	名田墓地倉庫	昭和52年		19.95
9	大王町	波切墓地管理棟	昭和63年		90.08
10	大王町	船越墓地倉庫	昭和35年		10.04
11	磯部町	斎場悠久苑	平成25年		1,942.80
合計	11	施設	延床面積		14,185.63㎡



## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第9項 行政系施設

#### ・庁舎

本市は、市役所本庁舎及び4支所において市民へ行政サービスを提供しています。

老朽化が進んだ浜島支所は、平成28年度に浜島生涯学習センターの余剰空間に移転し、除却しました。絵かきの町大王美術ギャラリーと複合施設となっている大王支所は、執務室が過大規模となっているため、有効活用等を検討します。市役所本庁舎は、定期的に点検・診断等を実施していますが、施設修繕費が増加傾向であるため、維持管理計画を作成し、費用の平準化を検討します。

志摩支所は志摩文化会館との、磯部支所は、磯部生涯学習センターとの複合施設となっています。

表 23：庁舎

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	大王町	大王支所 絵かきの町大王美術ギャラリー	昭和50年		2,449.10
2	阿児町	市役所本庁舎	平成20年		13,071.17
合計	2	施設		延床面積	15,520.27m <sup>2</sup>

#### ・消防施設

令和3年3月31日に「志摩広域消防組合」は解散し、4月1日から「志摩市消防本部」が発足しました。志摩分署及び磯部分署は、津波浸水想定区域内に位置していることから、高台移転の取組を進めます。

消防団詰所等を利用する消防団は、地域に密着した活動をする防災機関であり、詰所はその活動の拠点となる施設です。各方面隊での分団の統合もあり、老朽化や災害による被害が想定される区域に位置する施設が多くあることから、適切な修繕や複合化による更新を実施します。

表 24：消防施設（1）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	阿児町	消防本部・志摩消防署	平成27年		3,560.47
2	浜島町	志摩消防署浜島分署	平成15年		514.80
3	大王町	志摩消防署大王分署	昭和53年		400.18
4	志摩町	志摩消防署志摩分署	平成5年		437.31
5	磯部町	志摩消防署磯部分署	昭和47年		541.35

表 25：消防施設（2）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
6	浜島町	浜島方面隊第1分団詰所	令和3年		106.06
7	浜島町	浜島方面隊旧第1分団格納庫	昭和62年		36.72
8	浜島町	浜島方面隊旧第2分団格納庫	昭和53年		37.71
9	浜島町	浜島方面隊旧第3分団詰所	昭和48年		126.30
10	浜島町	浜島方面隊第4分団詰所	昭和37年		77.52
11	浜島町	浜島方面隊第5分団格納庫	平成12年		47.36
12	浜島町	浜島方面隊第6分団詰所	昭和60年		48.00
13	浜島町	浜島方面隊第7分団詰所	平成元年		63.80
14	大王町	大王方面隊第2分団詰所	昭和44年		175.77
15	大王町	大王方面隊第3分団詰所	昭和51年		71.00
16	大王町	大王方面隊第5分団詰所	平成28年		110.78
17	大王町	大王方面隊第6分団格納庫	平成28年		22.68
18	志摩町	志摩方面隊第1分団詰所	昭和57年		187.94
19	志摩町	志摩方面隊第2分団詰所	昭和41年		36.12
20	志摩町	志摩方面隊第3分団詰所	昭和53年		87.40
21	志摩町	志摩方面隊第4分団詰所	昭和59年		101.08
22	志摩町	志摩方面隊第5分団詰所	昭和54年		79.37
23	志摩町	志摩方面隊第6分団詰所	昭和58年		101.08
24	阿児町	阿児方面隊第1分団詰所	平成11年		184.85
25	阿児町	阿児方面隊第2分団詰所	平成7年		121.54
26	阿児町	阿児方面隊第3分団詰所	平成2年		88.92
27	阿児町	阿児方面隊第4分団詰所	平成元年		181.66
28	阿児町	阿児方面隊第5分団詰所	昭和62年		57.96
29	阿児町	阿児方面隊第6分団詰所	平成7年		88.48
30	阿児町	阿児方面隊第7分団詰所	昭和47年		125.99
31	磯部町	磯部方面隊第1分団山田支団格納庫	平成26年		22.68
32	磯部町	磯部方面隊第2分団恵利原支団格納庫	令和元年		24.15
33	磯部町	磯部方面隊第3分団下之郷支団格納庫	平成25年		22.68
34	磯部町	磯部方面隊第4分団迫間支団詰所	平成25年		54.25
35	磯部町	磯部方面隊第5分団山原支団詰所	平成元年		66.30
36	磯部町	磯部方面隊第6分団坂崎支団格納庫	平成29年		24.15
37	磯部町	磯部方面隊第7分団三ヶ所支団格納庫	平成30年		24.15
38	磯部町	磯部方面隊第7分団の矢支団格納庫	平成28年		22.68
39	磯部町	磯部方面隊第7分団渡鹿野支団格納庫	平成23年		19.42
合計	39	施設	延床面積		8,100.66㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・防災施設

本市は、防災施設を 12 施設保有し、防災用品の倉庫として使用しています。一部の施設では、避難所を併設し地域防災の拠点として機能しています。多くの施設が近年建設されたものですが、浜島防災倉庫は、築 40 年以上経過しており老朽化が進んでいます。

表 26：防災施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	塩屋防災倉庫	平成18年		96.00
2	浜島町	迫子防災倉庫	平成8年		88.00
3	浜島町	浜島防災倉庫	昭和55年		66.00
4	大王町	畔名地区防災施設	平成28年		177.99
5	志摩町	片田防災倉庫	平成16年		64.00
6	志摩町	間崎地区防災施設	平成22年		130.05
7	志摩町	越賀地区防災倉庫兼車庫	令和3年		91.25
8	阿児町	東海小学校防災倉庫	平成29年		27.47
9	阿児町	甲賀地区防災倉庫	平成2年		142.56
10	阿児町	国府地区防災施設	平成25年		134.14
11	磯部町	三ヶ所地区防災施設	平成23年		134.14
12	磯部町	的矢地区防災施設	令和2年		186.39
合計	12	施設	延床面積		1,337.99㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### ・その他行政系施設

その他行政系施設については、当初の機能を喪失した施設を倉庫などとして利用している施設が多く、老朽化が進んでいることもあり、今後、集約化、機能移転及び廃止を進めていきます。

表 27：その他行政系施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	浜島一般廃棄物最終処分場 塵芥処理施設	昭和62年		81.48
2	浜島町	エコフレンドリーはまじま	平成14年		2,995.72
3	大王町	大王清掃センター	令和元年		993.08
4	志摩町	志摩清掃センター	平成10年		3,341.44
5	志摩町	志摩一般廃棄物最終処分場 (御座)	平成7年		203.20
6	阿児町	阿児清掃センター	平成6年		2,370.59
7	磯部町	渡鹿野清掃センター	昭和47年		108.00
8	浜島町	歴史民俗資料館・迫塩収蔵庫	昭和52年		1,491.67
9	浜島町	歴史民俗資料館・磯部収蔵庫	昭和63年		673.02
10	志摩町	志摩支所車庫棟	平成5年		253.50
11	志摩町	志摩中学校前バス待合所	昭和59年		117.76
12	浜島町	えび倉庫	昭和62年		168.00
13	阿児町	旧阿児支所	昭和62年		460.66
14	阿児町	旧安乗集会所	不明		115.29
15	磯部町	的矢駐車場管理事務所	平成2年		19.87
16	磯部町	恵ヶ丘集会所	昭和42年		53.83
17	磯部町	磯部農業就業改善センター	昭和53年		1,052.19
18	磯部町	旧役場庁舎（磯部第1書庫）	平成5年		142.00
合計	18	施設	延床面積		14,641.30㎡

第10項 公営住宅

本市は、公営住宅等を43施設保有しており、市民に対して住宅の供給を実施していますが、多くの住宅の老朽化が進み、今後更新の検討が必要です。

住宅の更新には非常に多くの費用及び時間を要するため、既存のストック（資産）を有効に活用していくことが重要視されます。

令和2年度には「志摩市公営住宅等長寿命化計画」を改定したため、計画に基づき仕様の水準向上などによる耐久性の向上及び予防保全的な維持管理の実践により修繕周期の延長を図ります。また、選定フローに基づく適切な手順で、更新、改修、廃止等の事業手法を決定し、実施していきます。

表 28：公営住宅（1）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	浜島6団地	昭和36年		285.20
			昭和36年		119.84
2	浜島町	出湯団地	昭和44年		235.80
3	浜島町	迫子団地	昭和45年		78.60
4	浜島町	汐見成1団地	昭和48年		277.02
5	浜島町	汐見成2団地	昭和49年		184.72
6	浜島町	汐見成3団地	昭和50年		277.08
7	浜島町	汐見成4団地	昭和51年		184.72
8	浜島町	ベイサイド大方団地はまゆう棟 ベイサイド大方団地あじさい棟	平成7年		1,167.90
			平成9年		1,252.15
9	大王町	石塚団地	昭和49年		297.66
			昭和50年		248.05
			昭和52年		198.44
			昭和55年		297.66
10	大王町	浦山団地	昭和51年		248.05
11	大王町	塩田岡団地	昭和53年		297.66
12	大王町	野名団地	昭和54年		297.66
13	大王町	丸田団地	昭和56年		307.24
			昭和57年		307.24
14	大王町	道筋団地	昭和59年		307.24
			昭和60年		307.24

表 29：公営住宅（2）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
15	志摩町	遠平住宅	昭和40年		128.72
			昭和41年		64.36
16	志摩町	金剛院前住宅	昭和60年		179.67
			昭和61年		359.34
17	志摩町	枝山住宅	昭和60年		299.45
18	志摩町	畑野住宅	昭和61年		359.34
19	志摩町	笹山住宅	昭和41年		128.72
20	志摩町	於石住宅	昭和45年		100.44
			昭和47年		267.84
21	志摩町	山寺住宅	昭和48年		513.00
			昭和51年		408.54
22	志摩町	笹山新設住宅	昭和54年		1,239.20
23	志摩町	高岡住宅	昭和39年		450.52
			昭和40年		514.88
24	志摩町	白浜住宅	昭和60年		119.26
25	志摩町	細田住宅	平成8年		687.20
26	阿児町	権現団地A棟・B棟 権現団地C棟	昭和60年		492.32
			昭和61年		307.70
27	阿児町	川向井団地	昭和40年		250.80
28	阿児町	寺山団地A棟 寺山団地B棟 寺山団地C棟 寺山団地D棟 寺山団地E棟	平成4年		269.04
			平成5年		269.96
			平成6年		301.54
			平成7年		282.40
			平成8年		579.60
29	阿児町	神明道団地	昭和42年		501.76
30	阿児町	うらじろ団地旧B棟 うらじろ団地旧C棟 うらじろ団地A棟・B棟 うらじろ団地C棟・D棟 うらじろ団地E棟	昭和52年		694.54
			昭和56年		554.70
			平成13年		349.30
			平成14年		700.92
			平成15年		339.66
31	阿児町	西山団地	昭和63年		307.70
32	阿児町	広岡団地	昭和60年		122.12
33	阿児町	岡畑団地	昭和61年		307.70

表 30：公営住宅（3）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
34	磯部町	新山田住宅	昭和48年		760.00
35	磯部町	上之郷住宅	昭和51年		554.70
			昭和52年		832.05
			昭和57年		324.60
36	磯部町	的矢住宅	昭和56年		324.60
			昭和58年		324.60
37	磯部町	新迫間住宅	昭和56年		649.20
38	磯部町	山田住宅	平成2年		209.25
			平成3年		209.25
			平成3年		279.00
			平成4年		279.00
39	磯部町	山田ハイツ	平成6年		1,059.36
40	磯部町	あすなろ住宅	昭和56年		2,407.71
			昭和57年		1,328.40
		新あすなろ住宅	平成3年		83.03
			平成19年		83.03
			平成29年		83.03
41	磯部町	長岡住宅	昭和59年		684.48
42	磯部町	長岡東住宅	昭和60年		1,368.96
43	磯部町	素行住宅	昭和60年		342.28
合計	43	施設	延床面積		31,815.94㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第11項 その他施設など

#### ・公衆トイレ

市内全域に点在し、公園、グラウンド、漁港等に併設され、観光客や施設の利用者が利用しています。

今後は、管理、運営の効率化を図り、利用者のニーズも参考に地元や関係先と協議の上、施設の必要性や対策の方針を検討します。

表 31：公衆トイレ（1）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
1	浜島町	黒崎小公園公衆トイレ	平成9年		29.00
2	浜島町	磯笛岬展望台公衆トイレ	平成9年		4.00
3	浜島町	南張海浜公園公衆トイレ	不詳		9.00
4	大王町	畔名前浜公衆トイレ	不詳		28.43
5	大王町	名田漁港トイレ	平成13年		6.64
6	大王町	波切墓地公衆トイレ	平成13年		10.40
7	大王町	田神グラウンドトイレ	昭和63年		24.00
8	大王町	波切漁港トイレパーク	平成8年		39.90
9	大王町	船越地区公民館横トイレ	平成8年		6.45
10	大王町	船越浦トイレ	昭和54年		3.99
11	志摩町	片田漁港公園トイレ	平成7年		18.90
12	志摩町	麦崎公衆トイレ	昭和51年		12.18
13	志摩町	物産センター前トイレパーク	平成8年		25.50
14	志摩町	片田地区防災倉庫公衆トイレ	平成16年		19.91
15	志摩町	布施田浦トイレ	平成6年		20.25
16	志摩町	志摩ふれあい公園公衆トイレ	平成11年		64.00
17	志摩町	和具中学校前公衆トイレ	平成6年		25.28
18	志摩町	和具浦公衆トイレ	平成5年		24.75
19	志摩町	和具城山トイレ	昭和61年		20.16
20	志摩町	おりきの松公園公衆トイレ	平成21年		20.16
21	志摩町	和具漁港公園トイレ	平成元年		15.30
22	志摩町	間崎漁港公園トイレ	平成2年		10.08
23	志摩町	越賀若宮公衆トイレ	昭和61年		13.20
24	志摩町	越賀西方の浜公衆トイレ	平成9年		19.47
25	志摩町	あづり浜公衆トイレ	平成5年		36.00
26	志摩町	御座白浜口公衆トイレ	昭和63年		21.29
27	志摩町	御座白浜公衆トイレ	平成4年		32.48



表 32：公衆トイレ（2）

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理 状況	延床面積 (㎡)
28	阿児町	鵜方児童公園公衆トイレ	昭和43年		9.85
29	阿児町	阿児ふるさと公園公衆トイレ	平成13年		98.98
30	阿児町	賢島駐車場公衆トイレ	昭和62年		27.65
31	阿児町	長沢小公園前公衆トイレ	平成14年		27.00
32	阿児町	安乗浦の浜公衆トイレ	平成22年		14.23
33	阿児町	安乗（平松）公衆トイレ	平成3年		10.26
34	磯部町	的矢公衆トイレ	平成4年		19.00
35	磯部町	飯浜公衆トイレ	平成6年		13.80
36	磯部町	天の岩戸公衆トイレ	平成4年		14.00
37	磯部町	おうむ岩公衆トイレ	不詳		7.00
38	磯部町	坂崎公衆トイレ	平成8年		17.47
39	磯部町	木場公園公衆トイレ	平成7年		24.05
合計	39	施設	延床面積		844.01㎡

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第2節 病院施設

病院施設については、一般会計とは別の病院事業会計（公営企業会計）で建設及び運営されているため、本節で個別に検討します。

#### 第1項 施設の保有状況

病院施設については、以下のとおりです。

表 33：病院施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	浜島町	国民健康保険浜島診療所	平成23年	○	603.06
2	浜島町	医師住宅（浜島）	昭和57年		134.47
3	大王町	医師住宅（大王小前）	昭和55年		118.00
4	大王町	医師住宅（十次郎前）	平成3年		115.87
5	大王町	国民健康保険志摩市民病院	平成9年		5,286.00
6	志摩町	医師住宅共同住宅	平成6年		639.00
7	志摩町	医師住宅（元中電）	昭和58年		136.95
8	志摩町	前島診療所	昭和58年	○	813.00
合計	8	施設	延床面積		7,846.35m <sup>2</sup>

#### 第2項 管理に関する基本的な考え方

病院事業部が所管する病院、診療所は公営企業としての健全な経営を継続させるとともに、それぞれの施設に応じた良質で満足度の高い医療を安定的に提供することが求められます。

浜島診療所、前島診療所は、津波浸水想定区域内に立地しており、前島診療所は、指定管理者制度で運営していますが、著しい劣化がみられます。なお、施設の更新や改修については、健全な病院経営を前提として適切に対応していきます。

病院施設は、施設の機能不全がサービスの低下に直結することから、施設管理の外部委託などによる法令に基づく定期検査などとともに、日常的に自主点検を実施し、設備機器とともに、災害発生時に急増する医療需要に対応するため、予防保全的に、計画的な維持管理に努めます。

### 第3節 土木系公共施設

土木系公共施設については、現状と課題点、基本方針を以下のとおり定めました。

#### 第1項 道路

##### (1) 現状と課題

本市が管理する道路においては、現状の施設の維持管理を中心に事業を実施しています。交通量の増加等による劣化が進んでおり、予防的な修繕等による機能の保持及び回復を行い、長寿命化に取り組む必要があります。

##### (2) 管理に関する基本的な考え方

###### ①点検・診断等の実施方針

道路は、目視点検及び見回りを実施するほか、住民からの通報や自治会からの要望を受け対応しています。

主要道路は、平成26年度には道路ストック総点検を実施し、道路の路面、法面、標識等の健全性を、令和2年度には主要道路の舗装路面性状調査を実施し、健全性を診断しました。

###### ②維持管理・更新等の実施方針

道路の維持管理・更新等は、事後保全での対応でした。今後は、予防保全の考えを取り入れ、計画的な維持管理の実施による長寿命化及びライフサイクルコストの縮減を図ります。

市直営の維持修繕作業としては、破損又は危険箇所（枝の張り出し、道路陥没など）に対しての住民又は自治会から通報があった際に、専任の土木作業員を派遣し迅速に対応しています。また、職員による日常的な点検見回りの際に軽微な破損は、その場で持参した補修材を用いて修繕を実施します。

###### ③安全確保の実施方針

点検・診断等の結果より道路利用者や第三者に被害が発生すると判断した場合には、緊急的な修繕を実施するとともに、通行止めなどの必要な措置を講じ、安全を確保します。

###### ④情報共有の方針

道路に関する情報は、庁内GIS（地図システム）を活用し、情報共有を図っています。

## 第2項 農道及び林道

### (1) 現状と課題

道路と同様に農道及び林道についても、現状の施設の維持管理を中心に事業を実施しています。

昨今、交通量の増加や大型車両の通行などに起因した舗装の痛みが増え、補修工事が増えています。

### (2) 管理に関する基本的な考え方

#### ①点検・診断等の実施方針

点検は、破損の頻度が多い農道に関しては、随時職員により目視点検及び見回りを実施しています。それ以外の農道及び林道についても、毎週1回程度の頻度で同様の目視点検及び見回りを実施し、補修工事の適切な実施を図ります。

#### ②維持管理・更新等の実施方針

維持管理は、主要農道・林道について、年1回沿道の草刈りを実施しています。また、修繕は、目視点検及び見回りを実施した際に舗装の軽微な破損箇所であれば、その都度、修繕を実施しています。磯部町と浜島町を結ぶ基幹農道の整備については、点検診断を実施の上、保全対策事業計画に基づき、県営事業により整備を図っていきます。

#### ③安全確保の実施方針

安全の確保は、日常的な点検で問題点を解決していますが、倒木などが発生するおそれのある台風や強風の際には、事前事後の見回りを実施し交通の妨げになる倒木及び障害物を撤去しています。

#### ④情報共有の方針

農道及び林道に関する情報は、庁内GIS（地図システム）を活用し、情報共有を図っています。

第3項 橋梁等

(1) 現状と課題

本市が所有する橋梁は全体的に老朽化が進んでおり、架設年次が不明な橋梁もあります。これらの橋梁の健全性の診断を行い、「志摩市橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、修繕工事等を実施しています。

(2) 管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

点検は、5年に1回の頻度で近接目視による定期点検及び健全性の診断を実施し、「志摩市橋梁長寿命化修繕計画」に反映していきます。橋梁を良好な状態に保つため、日常的な維持管理としてパトロール等の実施を徹底していきます。

②維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等は、橋梁の損傷が深刻な状態に陥った段階で、大規模な修繕や架替えを実施する対症療法型維持管理から、点検の結果、損傷が深刻な状態に陥る前に修繕を実施する予防保全型へと管理手法の転換を図ることで、橋梁の寿命を延ばすことが可能となり、修繕及び架替えに係る維持管理経費の縮減に努めていきます。

③安全確保の実施方針

点検・診断等の結果から健全度が著しく低く、危険度が高いと判断された橋梁は、使用中止を検討します。使用中止後は、地元地区の意見や利用度等を踏まえ橋梁の必要性について検討した後、修繕、架替え又は撤去について検討します。

④耐震化の実施方針

耐震補強が必要な橋梁を調査し、優先順位を付けた上で順次補強工事を実施していきます。また、補強工事に関しては上部構造の落橋防止対策から実施していきます。

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

### 第4項 上水道

上水道施設について、一般会計とは別の水道事業会計（公営企業会計）で建設及び運営しているため、本項で個別に検討します。

#### （1）現状と課題

本市の上水道事業は、合併に伴い旧 5 町の上水道施設を引き継ぎ、平成 23 年度に三重県企業庁より志摩水道事務所を引き継ぎました。

平成 19 年度策定の「水道ビジョン 2007」及び「水道事業基本計画」により設備整備や耐震化などの事業を実施してきましたが、今後の水道事業については、令和 2 年度に「水道事業基本計画 中間見直し」を、令和 3 年度には「志摩市新水道ビジョン 2021」を策定しましたので、計画に基づき事業を実施します。

表 34：上水道施設

番号	施設名		
1	導水管	延長： 2.1km	※令和2年度水道統計調査より
2	送水管	延長： 74.7km	
3	配水管	延長： 776.5km	
4	配水池など	神路ダム	五知ポンプ所
		恵利原ダム	五知配水池
		磯部浄水場	磯部北部ポンプ所
		恵利原調整池 1号・2号	磯部北部配水池
		みかん山ポンプ所	磯部西部配水池
		みかん山配水池	桧山ポンプ所
		渡鹿野配水池	桧山配水池
		神明ポンプ所	磯部南部配水池
		波切名田配水池	鷺方高区配水池
		波切配水池	国府安乗配水池
		登茂山配水池	横山ポンプ所
		間崎耐震貯水槽	横山配水池
		船越配水池	阿児西部配水池
		和具配水池	浜島配水池
御座配水池	南張配水池		
	恵利原調整池 3号	大崎配水池	

## 第7章 施設類型ごとの管理に関する基本方針

上水道の施設については、「令和2年度 水道事業基本計画 中間見直し」の中で、今後の施設整備に関する費用推計（令和2年度から令和21年度まで）を実施しており、適切な更新事業を実施することで、水道事業の維持が可能と予測しています。

費用推計の結果については、20年間の合計で約137億5,000万円であり、1年間の平均額では、約6億8,750万円の更新費用となる予測です。

### （2）管理に関する基本的な考え方

#### ①点検・診断等の実施方針

点検・診断等は、適宜、実施しています。点検・診断等で判明した修繕が必要な箇所又は更新が必要な箇所は、適宜適切な処置を実施していきます。

#### ②維持管理・更新等の実施方針

維持管理・更新等は、従来は事後保全を前提とした方針となっていましたが、「水道事業基本計画 中間見直し」において、水道施設を4つに分類し、「送水管更新事業」「配水管更新事業」「浄水場更新事業」「配水施設更新事業」の概略の事業計画を策定しました。そのうち、「送水管更新事業」は、更新計画を策定済みで、今後はその計画に基づき更新事業を実施します。その他の事業についても、今後詳細な更新計画や長寿命化計画等を策定することを検討しています。

#### ③安全確保の実施方針

点検・診断等により安全確保に支障が生じると判断された場合には、修繕を実施するなど必要に応じた措置を講じます。

#### ④耐震化の実施方針

6 施設において耐震補強が必要とされていたため、耐震補強工事を実施しました。

#### ⑤統合や廃止の推進方針

今後、1日の平均給水量は、人口減少などを踏まえて低下していくことが見込まれますが、即座にダウンサイジングすることは非効率となることから、基本的にはそれぞれの既存施設の更新に合わせてダウンサイジングや統合を図ることや、複数存在する施設は、給水量の低下に合わせて一部使用停止するなどを検討する必要があります。また、広域化・共同化の実現が可能であれば、広域化・共同化の内容を加味してダウンサイジングを検討する必要があります。

なお、使用が中止された簡易水道施設は、順次除却作業に着手する予定となっています。

⑥広域的な連携体制の構築

令和元年 10 月に施行された水道法の改正において、水道事業の基盤強化と併せて広域化・広域連携の推進が求められており、三重県を中心とした広域化・共同化の協議に参画しています。



第5項 下水道

下水道施設については、一般会計とは別の下水道事業特別会計で建設し、下水道事業会計（公営企業会計）で運営しているため、本項で個別に検討します。

（1）現状と課題

本市の下水道施設は、平成10年度から供用が開始されており、管路、処理場等は比較的新しく、管路は耐用年数が50年と寿命が長いこと本計画の期間内で大規模な更新はありませんが、処理場施設の稼働から20年以上が経過し、施設の一部は耐用年数を超過し経年劣化や損傷が見られるため、効率的かつ計画的な改築事業を実施すべく、長寿命化事業に着手しています。

表 35：下水道施設

番号	町名	施設名	建築年度	指定管理状況	延床面積(m <sup>2</sup> )
1	浜島町	迫塩桧浄化センター	平成15年		387.35
2	大王町	船越浄化センター	平成14年		545.78
3	阿児町	安乗浄化センター	平成12年		1032.97
4	阿児町	立神浄化センター	平成9年		479.31
5	阿児町	神明浄化センター	平成13年		373.68
6	磯部町	都市下水路磯部ポンプ場	昭和56年		957.41
7	磯部町	的矢浄化センター	平成12年		25.91
8	磯部町	坂崎浄化センター	平成9年		31.36
合計	8	施設	管渠延長合計 103km	延床面積	3,833.77m <sup>2</sup>

下水道施設の費用推計結果は、25年間の合計で約38億400万円であり、1年間の平均額では、約1億5,200万円の更新費用が必要になりますが、施設及び管渠の長寿命化やダウンサイジング、下水道接続率の向上及び適切な管理などの対策を実施することで更なるコスト縮減を図り、下水道事業を維持していきたいと考えています。

（2）公共施設等の管理に関する基本的な考え方

①点検・診断等の実施方針

処理場については、供用開始の古い施設から順に、点検・診断等を実施します。

②維持管理・更新等の実施方針

処理場については、週2回の巡回管理を実施します。その他の施設についても適切に維持管理を実施します。

③安全確保の実施方針

点検・診断等により安全確保に支障が生じると判断された場合には、修繕を実施するなど必要に応じた措置を講じます。

④耐震化の実施方針

処理場管理棟についての耐震は、対応済みですが、処理場処理施設本体及び管理棟の一部でレベル2を、管渠施設の一部でレベル1を満たしていないものがあり、今後の対策について検討が必要です。

⑤長寿命化の実施方針

処理場については、点検・診断等の結果を基に、長寿命化計画（ストックマネジメント計画等）を供用開始の古い順に策定していきます。

⑥統合や廃止の推進方針

施設の統廃合は予定していませんが、長寿命化計画（ストックマネジメント計画等）を策定する上で、人口減に伴うダウンサイジングも検討します。

## 第8章 PDCA サイクルの推進方針

公共施設等総合管理計画に基づく個別施設計画及び事業の進捗を定期的に集約して評価を行い、地方公会計（固定資産台帳）と連動した適正な管理を推進し、必要に応じて本計画や個別施設計画等の見直しに反映させます。

また、本市では30年間の計画期間を設定していますが、関連する諸計画や計画の前提とした社会情勢等の変化が生じた際にも、必要に応じて計画の改訂を行います。

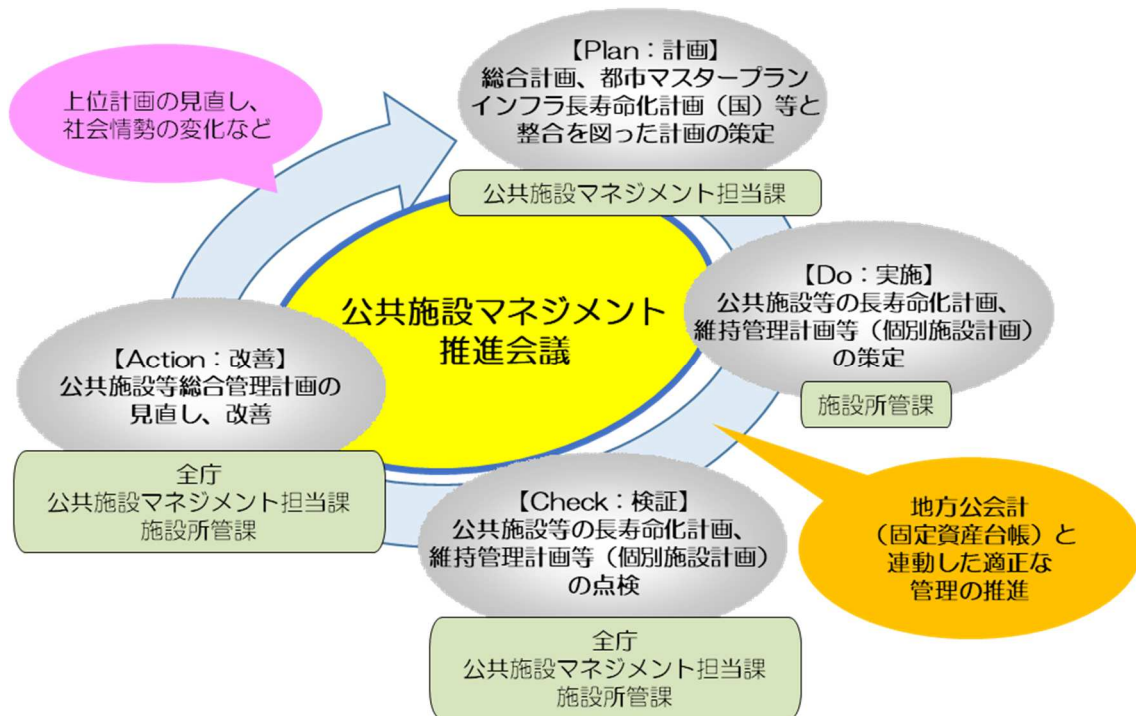


図 18：PDCA サイクルの推進方針

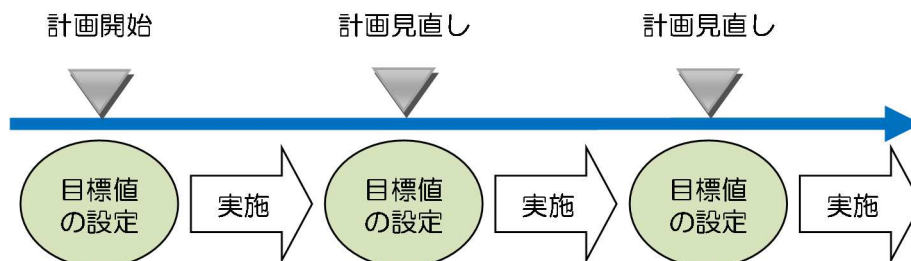


図 19：目標値の設定と見直し

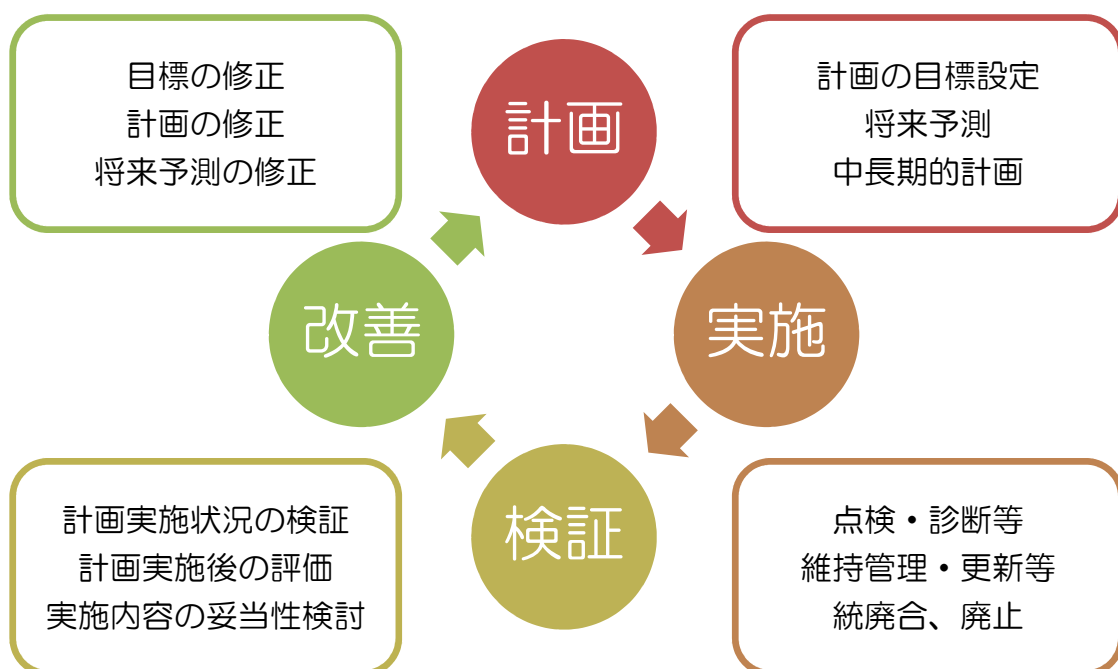
## 第9章 むすびに

本市においても、急激な人口減少や少子高齢化に直面し、財政も依然として厳しい状況にある中、公共施設等の老朽化対策は大きなテーマとなっています。公共施設の整備は、建設すれば終わりではなく、また永久的に使用できるものでもありません。建設費より多額の維持管理経費、修繕費、大規模改修費、更新費用、除却費等、施設が新しい時には考えていなかった費用もあります。老朽化が進むと、単に不便さや財政的な負担をもたらすだけでなく、予期せぬ災害の発生によって、人命の安全に直接関わってくることも認識しなければなりません。

公共施設等総合管理計画は、人口、財政、公共施設等の現状及びそれらの将来予測を基に、今後の公共施設等の方針を定めることとしました。今後は、安全・安心を最優先に、移転や更新が必要となった施設は集約化、複合化等により適正な配置と規模を確保していきます。また、適切な維持管理により長寿命化を図り、多額の建設費が必要となる更新を減らし、『新しく造ること』から『賢く使うこと』へ方針を転換していきます。さらに、より有利な補助金や地方債の活用など、更新に必要な財源の確保に努めていきます。

現在、庁内に「志摩市公共施設マネジメント推進会議」を組織し、跡地、用途施設等の利活用を含め、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進していきます。

本計画の策定後の実行と本計画の実施状況の検証、検証結果を受けての本計画の改善、再度の検討と改善を繰り返し、市民の皆さまや議会などに十分な情報を示しながら透明性を確保し、何より「市民サービスの充実」を図って計画を進めていきます。







志摩市公共施設等総合管理計画

平成 28 年 3 月

第 1 回改訂：令和 4 年（2022 年）3 月

発行：志摩市

編集：志摩市 財政経営課

〒517-0592 志摩市阿児町鵜方 3098 番地 22

TEL.0599-44-0204 FAX.0599-44-5252